

※2019年4月17日付でHP掲載資料を差し替えました。訂正内容は本議事録末尾をご覧ください。

○中村座長 お待たせいたしました。ただ今から「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」第8回を開催いたします。御多忙のところ、皆さん、お集まりをいただき本当にありがとうございます。

今日の出席者、委員、関係省庁の方々はお配りした座席表のとおりでございますが、石川委員が御欠席ということで、宍戸委員からは遅れてお越しになるという連絡を頂いています。野間委員、堀内委員につきましては、講談社の高橋様と日本ケーブルテレビ連盟須田様にそれぞれ代理出席をいただいています。ありがとうございます。

さて、今回は前回に提示のありました中間まとめの案について、事務局から修正点等の説明を受けた後で御議論いただきたいと思っております。

では、委員会の開催に先立って、知財事務局住田局長から御挨拶をいただきます。

○住田局長 本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は第1次といたしますか、中間まとめについて御議論いただきたいと思っております。前回までに提示いただいた御意見をできるだけ忠実に、私どもとしても反映をさせていただいたつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○中村座長 ありがとうございます。

報道のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

続いて、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岸本参事官 お手元の議事次第を御覧いただきたいと思っております。

配付資料の1ですけれども、前回の中間まとめ素案を事務局で修正した第1次中間まとめ(案)ということになっております。

資料2以降につきましては、各委員から御提出していただいた資料でございます、この他に卓上に前村委員からの配付資料も置かせていただいております。

参考資料の1ということで、前回の主な指摘事項をお配りしております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思っておりますが、まず事務局から中間まとめ(案)について説明をお願ひできますか。

○岸本参事官 それでは、資料の1を御覧いただきたいと思っております。時間も限られておりますので、主な修正点のみ、かいつまんで御説明していきたいと思っております。

まず、めくっていただきまして2ページ目でございます。「はじめに」のところですが、前回、通信の秘密の要保護性、それから漫画アニメ大国の解決策ということで御指摘がありましたので、少しその点の記述を加えております。

3ページ目、4ページ目が目次になっておりますけれども、前回の会議での御指摘を受け

まして、大幅に第2章から第3章にかけての構成を見直しております。

12ページを御覧いただきたいと思います。こちらは大規模海賊版サイトの出現による被害の状況ということですが、前回の会議での御指摘をいただきまして、アクセス数等の情報についてCDN事業者から入手しないといけないのではないかという指摘を脚注1の最後3行に反映しております。

また、隣の13ページ目でございますけれども、こちらも脚注の4で売上高の推移について4、5年のデータが必要という指摘を記載させていただいております。

16ページ、こちらも脚注なのでございますけれども、同様にアクセス解析のデータの提供を求めるべき点というのを脚注の6に追記しております。

第2章に行きまして、22ページでございますけれども、「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」ということで、まず、著作権者等の正当な利益の実現と、通信の秘密・知る権利等のインターネットの自由の確保の調和的な実現を図るということを追記しております。

25ページ目でございますけれども、「著作権教育・意識啓発の重要性」という小見出しのところですが、著作権者等と通信事業者等とが連携していくという旨の追記をしております。

正規版の流通促進のところですが、31ページでございます。出版広報センターのABJマークの話が前回出ておりましたので、そのことを書きつつ、意識啓発等への活用や検索結果への反映等、また、著作権管理の技術の話も出ておりましたので、その点の追記をしております。

海賊版サイト対策の中心となる組織の設置のところですが、33ページでございます。真ん中あたりですが、組織のあり方、具体的な枠組みに関する検討ということで、早期に準備会の設立を検討する必要があるとしつつ、こうした組織の設立に際して必要な範囲で協議会をつくり機動的に対処すべきという指摘と、あとは前回会議で頂いた、プロバイダ責任制限法の運用において、信頼性確認団体の枠組みを出版界も活用すべきという御指摘を追記しております。

40ページでございます。著作権を侵害する静止画のダウンロードの違法化の検討のところですが、前回、複数の委員から静止画ダウンロードについての御意見があったところでございます。40ページ目の一番下のところですが、インターネット上で多くの反対論が展開されたところを追記しております。

45ページでございます。こちらもCDN事業者に対してのアクセス情報の情報開示を可能とするための法制度整備を行うことについての提案を追記するとともに、国際捜査共助の可能性と留意点につきましては、さらなる協力の進展が必要であると修文をしております。

また、国際的な協力枠組みの構築につきまして御指摘があったことを受けまして、具体的な取り組みについて46ページにかけて追記をしております。

検索結果からの表示抑制の話ですが、50ページ目を御覧いただきたいと思います。この真ん中あたりに、先ほども出てきておりましたけれども、出版広報センターによるABJマ

ークの話が出ておりました、これに関連しまして検索事業者との連携を進めるべきという御指摘について記載しております。

53ページ目でございますけれども、広告業界による自主的なガイドラインの策定に向けた検討というのが、前回の素案の段階で抜けておりましたので記載しております。

56ページですけれども、前回御指摘いただきましたアドブロック等の機能のあるブラウザアドオンソフトの活用を追記しております。

また、広告主の情報を開示・出稿停止要請等を行う制度整備を行う可能性についての提案も記載しております。

アクセスブロッキングのところですが、67ページ目でございます。それぞれの対策の効果に一定の限界があるということで、前回その下はかなり文章があったのですが、それは別紙ということで一番後ろに移しております。

その次、67ページ目のアクセス制限（ブロッキング）に係る措置の効果というところですが、これまで掲げた対策をコスト・時間等も勘案しながら実施した上で、なお十分な効果を上げられない場合の最終手段として、アクセス制限（ブロッキング）が必要な場合があり得るとしております。関連する脚注については、53に追記をしております。

また、67ページから68ページにかけて、その最終的な救済手段であるということについての追記をしております。

69ページ目でございますが、海賊版問題に対処するためにスピーディーな取りまとめをお願いしたいという意見を追記しつつ、前回、ブロッキングが正しいことであるという確認ができてから法律をつくるべきであるという御指摘や、利益衡量において著作権の保護の方が通信の秘密の保護よりも重いと判断されると、名誉毀損やプライバシー侵害と他の法益の保護のためにもブロッキングが許され得ることになり、今後対象が広がってしまうという御意見を69～70ページ目にかけて追記をしております。また、それに関連する脚注も55と56に追記をしております。

71ページ目でございますけれども、一番下のところです。インターネットにおける自律的な検討を尊重する信頼関係がないとまく機能しないということで、知財本部だけでなくIT戦略本部との連携が必要という御意見を追記しております。

72ページ目の真ん中あたりでございますが、第1次中間まとめの時点で、いろいろな御意見があったということで合意には至っていない。検討会議においては、アクセス制限（ブロッキング）はあくまで他の手法を補完する最終的な手段として議論が行われ、仮に法制度整備をする場合にいかなる制度が適切と言えるのかについて、2に記載するような議論を行ったという形で修文をしております。

72ページ目、2以降ですけれども、最初のところで本来海賊版サイト運営者に対する削除要請や刑事告訴などの手段をとられることが適切であり、アクセス制限についてはこれらの手段が現実に試みられたか、またはこれらの手段が奏功しないと合理的に認められる場合に限って最終的な手段として位置づけられるものであるとしております。

その後、ずっと技術的に修正をしておりますが、74ページ～75ページ目に関しては、アメリカとフランスの状況について前回ヒアリング結果を御紹介いたしましたので、それに基づきまして追記をしております。

77ページの脚注の63ですけれども、真ん中あたりに前回の御指摘をいただいて、その意見を反映させていただいております。

あとは84ページ目ですけれども、アクセス制限（ブロッキング）を求める権利の法的性質についてのところで、費用負担の話について御指摘が出ておりましたので、その点を脚注の66として追記をしております。また、同様の点につきましては、92ページ目の脚注72にも追記をしております。

戻りますけれども90ページでございますが、技術が進歩していくことを考慮すると、アクセス制限（ブロッキング）の方法は特定せず、通信事業者側に選択の余地を与えることが適当であるとする余地があるという点について、技術的にその対応策を求めることは難しいということについて御意見がありましたので、これは脚注の70に反映をしております。

93ページ目でございますけれども、他の法益侵害に対する検討の要否についてということで、最後のところですが、アクセス制限（ブロッキング）の法制度整備を検討する場合には、各法益侵害ごとに立法事実の有無や要件の検討が行われるべきであり、著作権に関する本検討会における検討は他の法益侵害に適用されるものではないということを追記しております。

また、その後ろ、(12)ですけれども、「(1)～(11)までの検討の概要」といたしまして、前回の御意見を受けまして全面的に修正をしております。

最後でございますけれども、第4章ということで、こちらにつきましては別紙ということで、卓上に1-1と1-2という2案を置かせていただいております。この点については、座長と事務局の方で御相談をして2案を置かせていただいているものでございまして、村井先生の方から御説明を頂ければと思います。

以上です。

○村井座長 この4章のところは、別紙の1-1と1-2が配られていると思うので、それを見ていただくといいと思います。前回から今回の変化分の経緯の御報告なのですが、前回は両論併記ということをおっしゃって、それで今回が予定していたスケジュールの最後だということに鑑みると、そのままいくと別紙1-2ということでございます。これがデフォルトだとして、それをスケジュールに鑑みて、場合によってはまだ議論しているところがたくさんあるという内容を考慮すると、こういう考え方もあるのかなということで、別紙1-1の方の2つの結末のあるドラマをここでつくってみたというのが1-1でございます。

1-1の考え方でございますけれども、基本的には1-1も1-2もどちらも今までのここでの議論をそのまま表しているということには変わらないのかなと思っておりますけれども、法制度、1章、2章は合意だけでも、3章は合意が得られていない訳ですから、4章は合意が得られるということでまとめられないかということで、つくってみたものでございます。

一応御説明しますけれども、最初の○は、ブロッキングは技術的に可能性があることは皆さんわかっていて、その最終的な可能性は排除しないということだったと思うので、ブロッキングとはということが1つ目の○です。

2つ目の○は、他のことでやれることはすぐやるということで、基本的にこの会議のミッションは緊急性ということもあったので、やれることはすぐやろうということで、そこで議論された主なものを羅列してあるということでございます。

でも、議論することはいっぱいあるので、もうちょっと議論しなければいけないのではないかと、そうしたらどういことができるのだということを書いてあるのが、3つ目の○でございます。

だから、こういうのは中間とりまとめを準備していて、今日終わろうとしていた訳ですから、今日終わらなければ、今日は第一次中間まとめになるかなということ的前提に2次、3次、4次、5次か最終とりまとめか、そういうことをやる会合もありますので、そういう意味ではそういう展開をしたらどうかというのが4つ目の○でございます。

5つ目の○は、その直後のやることは明確化した方が良いでしょうということで、とにかく海賊版サイトの違法性の明確化がされる法制化、広告に関する法制化、ISPがどう動くかという法制化ということで、関係省庁もバラバラというか、分かれるのではないかと思いますので、これの体制をつくって法制化を進めなくてはいけないかなということで、そういう意味での連携をきちんとやって、それで2次中間とりまとめに向けたらどうかということでございます。

ただし、いろいろな予定されたスケジュールは尊重すると、この最初の海賊版サイトの違法性の明確化とか法制化とか、そういうことは取り組むようなことで進めていただいて良いのではないかとということで、これは順番を意識して、最初に法制を明確化させることは、要するに法制化もできることからやっていくと。

こういうストーリーで行ったら、合意していただけるのではないかとという議論で、これは皆さんにお回しした訳ですけれども、後で別の説明も出てくると思いますけれども、この1-1は合意が得られないということが分かりましたので、多分、今日は1-2の方で行くということかと思えますけれども、これは議長の方にお任せしますけれども、私としてはこの1-1と1-2ができた経緯を御説明させていただきました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

1-1についても、私なりの読み方を補足いたしますと、冒頭の1章、2章については合意が得られたとありますが、それはこれから議論をして得られると仮定をして、3章は得られていないと。これも仮定でございます。最初の項目、他に方法がない場合に限定するというのは、他の方策というのは、今回全部で11項目ありますから、他の10項目が実効性が無い場合の最終手段であると本文の中にも二、三カ所出てきております。そういったことを進めましょうということ的前提としているのが1つ目。

2つ目は、第2章に係る対策をすぐに組織を作って取りかかりましょうという趣旨。

3つ目は、今日、第1次中間とりまとめができればいいなと思っておりますが、中間取りまとめをしてその後放っておこうというやり方もよくある話でして、そうしないと、今日、仮に1次取りまとめができたとしても、会議を継続して2次をやりますよということです。

次のさまざまな法制化というのは、ブロッキングの他にも広告対策、あるいはCDNの情報開示等の必要性も本文の中に指摘されておりまして、幅広い法制スキームを考えて良いのではないかと。言ってみれば、総合対策法や基本法のような仕組みもここで示唆されているということだろうと思います。

以上でございます。

さて、自由討議に入りますけれども、皆さんからもいろいろとペーパーを出していただいているのですけれども、前回の村井方式と同様に、パーツに分けてコメント・意見を出していただければと思います。

最初から目次も含めた全体の構成と1章、2章、次にブロッキングの部分3章、最後のこの4章という具合に分けたいと思います。皆さんから提出していただいている資料の内容と関連する部分で、適宜皆さんから御説明をいただければと思います。

また、前回と同様、ひとまずお一人3分ということでお願いをして、ベルも鳴らしたいと思っております。

では、2章までで御意見がある方は、名札のプレートを掲げていただければと思います。2章までです。

立石さんと長田さんが上がりました。立石さんからどうぞ。

○立石委員 ありがとうございます。

それでは、私がお渡ししている資料3、SimilarWebの件なのですけれども、被害額の算定に関するものを、この間、自分で言っときながらちゃんと調べていなかったの、調べたところいろいろ新しい事実が出てきたので、御説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、算定そのものです。4月の会議の緊急対策の中で、保護される著作物が公開されることで、どの程度回復困難な被害が生じるかという話ですが、その辺については余り詳しくは調べられてなかったのではないかとということと、SimilarWebとはどういうことか調べました。

もう1枚めくっていただきまして、SimilarWeb社が買収したエクステンションでStylishというのがあるのですけれども、そこが違法に個人データを採取していたということが出てきました。

これは、SimilarWebがChromeのエクステンションでStylishを買収、2017年1月なのですけれども、この利用者は約200万人以上います。全ての利用者の全てのブラウザ履歴を無断でSimilarWeb社に、他の会社を介していることもあるのですけれども、送信していると。閲覧履歴は匿名化しているということなのですけれども、実際には各個人にひもづけられて、誰がいつどこでどう見ていたかが分かるようになったと。それはどうも履歴だけではなくて、E

メールとか認証トークンといったものまで全部含まれているので、セキュリティ上、相当問題があるのではないかと。

次をめくっていただきまして、どういう会社かということなのですが、調べたところだと、2016年6月7日に日本語のページで「netgeek」というところが報道しているのですが、こういうことが起きているということで1回炎上しています。ところが、それに懲りずに、2017年1月にSimilarWeb社はStylishを買収して、先ほどのような違法行為をやっていたと。そういうこともやっている会社だということです。

5 ページ目。Stylishとは一体何をやっているのかという話です。そもそも、他人のホームページを自分で色合いとかは変えられませんので、それを変えられるのですけれども、実際は先ほど言いましたブラウザ履歴をSimilarWebとか関連会社で2回エンコードをやって、文字列を粉飾してわからないようにして送信する。そもそも悪意があるということだと思います。

これは確認がとれていないのですけれども、Botとなって別のところに勝手にアクセスを生んでいる可能性もあると指摘する記事もございました。

ChromeとかFirefoxはこのエクステンション、Firefoxはアドオンなのですが、スパイウェアあるいはマルウェアと認定して、公式サイトからも削除されております。というところでは。

6 ページ目なのですが、これをいろいろ調べると、例えばアメリカのFTCがSimilarWebを事例研究として、実名入りでケーススタディーということでやっておりまして、注意喚起をしている。個人情報無断で自社に送信していると断言しています。それから、ハーバードビジネススクールのEdelman教授が問題視していて、そもそもSimilarWebを利用すること自体に重大な責任があると、この先生は仰っている。

このようなデータを政府の資料として使うのはいかがなものかと思いましたが、今後、使うのであれば、大きな問題を招く可能性が非常に大きいのではないかと思います。

それから、今日確認してもまだあったのですが、SimilarWeb社の日本語版のホームページを見ると、中ほどに名だたる会社の名前がうちは利用していますと出ていますが、その中で確認とれたのがDeNAだけなのですが、DeNAさんは使っていません。にもかかわらず、勝手にロゴを使っている。うちの関係でいくとSo-netさんなのですが、So-netさんも昔少し使ったのかもしれない、確認はとれていないのですが、ロゴの使用まで認めているかというところ、そこは難しいかもしれないという形で、少なくともDeNAさんに関してはロゴの使用なんかも認めていないし、利用した実績もないということで、勝手に使っている会社だということを御認識いただけたらと思います。

さらにAd Fraudとはどういうものかということを見ると、ちょっとクリックしたら他の「漫画村」のときに出ていた後ろに200枚張りつけてあって、他にもクリックしたことになりますみたいなレベルでは全くなくて、下に14か15ぐらい書きましたけれども、あらゆる方法でアドトラフィックを稼ぐ仕組みになっていて、例えば極端なところでいくと、ほとん

ど人間のユーザーはいないのに、物すごい人気があるサイトになって、インプレッションが上がっているサイト、実は英語でもいっぱいできているということで、広告費を荒稼ぎしているところがいっぱい出ているという状況になっています。

8ページ目、9ページ目は、こういうものがいっぱいありますと、挙げれば切りがないのですけれども、ちょっと挙げました。もし興味があれば見ていただけたらと。

そもそも「漫画村」のアクセス数はどうなのかという話なのですけれども、この資料で2018年2月の延べ人数が1億6,000万ということなのですけれども、SimilarWebそのものは、先ほどのページを見ていただけたらわかるのですけれども、4割ぐらい増しているのではないかと、もっと酷い報告もありますけれども、仮に4割とします。そうすると、4,000万ぐらい水増しされていると。残り1億になるのですけれども、場合によっては7割以上という広告もありますけれども、仮に半分Botだとすると実際6,000万になってしまう。1億6,000万ではなくて、たった6,000万になりますという話です。

次のページをめくっていただきまして、今回出ている3,000億余りの被害額というのがあるので、そもそも6億1,989万のうち4割はSimilarWebが持っていて、かつ、半分がBotだとすると想定被害額が約1,140億になる。試算では17.42分で1冊というのは、幾ら何でも速いのではないかと、思っているいろいろ調べると、やはり30分～1時間という話があるので、少なめに見積もって30分余り、ちょうど切りがいい計算になるので35分くらいで計算すると、恐らくこの半分の被害額が570億円程度になるのではないかと思います。

最後のページになりますけれども、著作権法上の損害の推定規定を適用すると、さらに小さくなるのではないかと。これは私の勝手な数字なので、いろいろ訂正していただけたらと思いますが、試算として1冊当たりの利益が約3割だとすると、先ほどの570億に30%掛けると171億と。それこそインプレッションとして3,000億余りという金額と171億、どうですかという話です。

また、実際に裁判となると、もとの数字の2億2,000万、さっきのは6億なのですけれども、全てが認められる可能性が低いためにさらに小さくなる。有料の場合には無料の場合に見たものと経験則上同じでないという判決もあるようですし、実際小学生が買えるのかという話もあります。

やはり、私は、Edelman教授とFTCのレポートからも、SimilarWeb社のデータを掲載することが極めて不適切ではないかと思います。

推定される3,000億円の被害額とは相当違うと思いますので、このまとめ案からは削除しなければ、SimilarWebを使っているということで相当問題になると思われます。

今日、私、思ったのですけれども、「漫画村」の本当の目的というのは、著作権というか漫画などどうでも良くて、Ad Fraudということから考えると、とにかく人が集まる、あるいはそれでBotを叩き込めるようなところさえ作れば、幾らでも儲かるのだというところで、ひょっとしたら著作権云々というところは余り関係なく、単純にネットワークから金儲けをするというところであったのではないかと感じました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

今日はできれば取りまとめをしたいので、こういうものを1個1個決着をつけていきたいと思っているのですけれども、今の記述にかかわるのはまとめ（案）の何ページのところですか。

○立石委員 大分ページが変わってしまったのですけれども、どこかに推定金額というのがあって、2章の始めの方だったと思うのですけれども。

○森委員 12ページです。

○立石委員 12ページの脚注のところですかね。

○中村座長 12ページの下あたり。これをどうしよう。

○立石委員 16ページもですかね。あと、SimilarWebをデータにしたグラフというのが、図9もそうですし。他にもいっぱいあるのですよ。

○中村座長 これの扱いは事務局どうですか。

○立石委員 18ページもあるし、19ページ、20ページ。

○中村座長 今、立石さんが仰ったような、こういう試算みたいなものを書き加えるだけではなくて、ここに記載されているようなSimilarWebに関するところの削除という要請です。

○岸本参事官 これは既に参考人の方から御発表いただいた資料で御覧いただいでいて、全てのSimilarWebの図表を外していいものかどうかというのも、他の委員の方の御意見もあろうかと思しますので、そういった御指摘があるということは追記できると思うのですけれども、削除していいかどうかというのは少し他の方の御意見も伺えればと思います。

○中村座長 少なくとも追記はするという処理はできると思いますので、そのあたりで調整をさせてください。

長田さん。

○長田委員 今のところは、私もこの業界に詳しい方からは、政府がこういうところの資料にSimilarWebの元によるというのは非常に問題ではないかという指摘は頂きました。

私が申し上げたいのは、前回の御指摘した13ページのグラフのところ、脚注ではその4～5年の売上高の推移を確認しないとというのは書いていただいたのですが、入手はできないということで脚注にこういう意見があったと書くことでとどまっているのかということが一つ。

それから、全体に何度も出てくるカジュアルユーザーというのは、一体どういう人を想定してカジュアルユーザーと言っているのかというのは、どこかできちんと定義をすべきではないか。私が思っているカジュアルユーザーと、人のは違うかもしれない。何か絶対的なものがあるのですということであればいいのですけれども、少なくとも前回の森委員にならって私もウィキペディアで見てもみたら、ライトユーザーと書いてあって、それはちょっと違うのかなと思ったりしてしまっていて、もし、正解があるのであればそれはきちんと教えていただいて、最初に出すところに書くべきではないかと思えます。

○中村座長 今の御指摘で、何か事務局の方からありますか。

○岸本参事官 カジュアルユーザーという言葉は、委員からいただいていた資料に書いてあったものでございますので、また相談させていただいて、その定義というか、どういう趣旨でお使いになっていたかということは確認して記載をさせていただきたいと思います。

○長田委員 確かに何度も出てきている言葉ではあるのですが、その方がそれを最初に仰ったからこういう意味ですと書いていただくのか、もうちょっと一般的にきちんと設定していくのかというのは、最後のところまでずっとカジュアルユーザー対策ということで書かれているのに、最初の前提がまちまちというのは非常に問題ではないかと思っています。

○岸本参事官 4～5年のデータというのは、今問い合わせはしているのですが、会社の経営戦略にもかかわることをごさいますして、出して良いかどうかということも含めて、今検討中ということで御検討いただいているところです。

○中村座長 宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 宍戸でございます。

お手元の資料5を御覧いただきたいと思います。前回の省庁協議のように、いろいろ項目を出してということで、また出しておるのでございますが、その前に4ページの最後を御覧いただきたいと思います。

第1次事務局案に記載されている事実・データについては、プロバイダ責任制限法等に通曉した実務家等から多くの疑問というのが私のところに来て、こうなるともはや省庁協議ではなく、一人事前パブコメ状態でございますけれども、一応それをエクセルで打ち出したのが参考資料の1でございます。

また、参考資料2は、この勉強会等にも意見書を提出されました壇弁護士から、こういう記載をちゃんと考え直した方がいいのではないかとということで、これは御検討いただきたいと思いますということで、本日持ってきたものでございます。

戻りまして、私の意見の1ページ目でございますけれども、第一次中間まとめにつきましては、前回私が大量に出しました修文要請について、とりわけ第2章のインターネット上の海賊版サイトに対する総合対策の構成が改められた点を初めとして、私の意見を相当程度取り入れていただいております、これは事務局に大変な御苦勞をいただいたということに深謝申し上げる次第であります。

その上で、今ここで議論するということで、前半ですので第2章について申し上げたいと思います。1ページ目の2つのポツでございます。

1つ目は、私が第2章を理屈でちゃんとこの場で議論した結果として構成する時に、お手元の事務局案で言いますと、22ページの「1. 海賊版サイトの基盤的な取り組み」、こういう形で3本柱が鼎立されたのは非常に良いことだと思うのですが、その前に書いてありますとおり、全てのユーザーがコンテンツを安心安全に楽しむことができる場であり続けると。そして、そのことによってユーザーが自ら正当な対価を払ってコンテンツを消費する、保有する。そして、そのコンテンツを生み出した人たちの創作にきっちりと利益が還元され

ることが回っていくためには、サブライサイドもそうですけれども、まさにユーザーの視点で、ユーザーが何を求めているのか、そしてユーザーが正しい今のような構造、サイクルに入っていくにはどうしたら良いのかということをもみんなで考えるという意味で、ユーザーの視点に立ってどういうふうに基盤的な取り組みをみんなで構成していくかということが必要だと思いますので、そういったユーザー視点ということは強く打ち出しておくべきではないかということをお願いしたかったのが1点目でございます。

2点目は、第2章の2の(2)でございます。具体的に申し上げますと、39ページから40ページの国民生活への影響ということで、静止画ダウンロード違法化については現在も項目の検討となっておりますけれども、国民生活への影響というところで言いますと、そこで静止画ダウンロードについて慎重な検討が必要だと言われておりますけれども、それは法理的にはブロッキングほどではないのではないかとということを強調したいというのが1点。

もう1点は、ここに書き漏らしておりますが、電子書籍のダウンロードの違法化については出版界からも御要請があったことですし、ブロッキングをするしない、あるいはそれ以外のアクセス警告、あるいはフィルタリング全てを含めて、電子書籍のダウンロードが違法化されるということが、みんなの取り組みというものを方向づける上でも重要だと思いますので、これについては強い記載をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。今の2つの点について、何かコメント、反論ありますか。

瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 今の宍戸先生のこれは、私もこういう記載はいいと思うのだけれども、違法ダウンロードに関するものというのは、「ほどではない」のではなくて私は「同様に」だと思います。

普通の方達が誤ってというか、違法サイトのスクリーンショットを落とすだけで影響を及ぼす法制度ということは、単純に海賊版サイトを見る人達だけではなくて、一般の方々全てにとって起き得る危険性を持っていると思います。

決してこれは程度の軽重を問えるものではないと思いますので、もしこういう記述があるとしたら、「ほどではない」のではなくて、「と同様に」としていただいて、最初からこのダウンロード化ということはどうかと提案した側でいながら、否定っぽく言うのは申し訳ないのですが、普通の国民生活に大変大きな影響のあることですので、同様に両方とも大きいという記述であればよろしいかなと思います。

以上です。

○中村座長 宍戸さん、どうでしょう。

○宍戸委員 私が今お答えするよりも、他の先生方の御意見を伺ってから申し上げたいと思います。

○中村座長 何かコメントございますか。

○丸橋委員 より慎重な検討が求められるというのは、39ページの「整理すべき課題」の上の2行、継続的に検討を行うことが適当と考えられるというのを引き出すためにそう書いてあるのだと思うのですけれども、そういう問題ではないと思うのです。

今、瀬尾さんが言ったとおり、少なくともブロッキング並み、もしかしたらブロッキングより先に検討すべき問題だと思うので、39ページの継続検討のところを直ちに検討するべきとすべきだと思います。

以上です。

○中村座長 今を含め事務局の方はどうですか。何か異論ありますか。政府サイドで。よろしいですか。ここの記述ですけれども。

川上さん。

○川上委員 宍戸先生の3ページの真ん中下の方の(10)について、法制上の最大の課題である通信事業者ブロッキングの義務を負わせる論理、根拠の議論が十分になされていないことを明記する理由として、海賊版サイトによる著作権侵害と同じようなことが、通信事業者以外の情報流出の媒介者にも適用されるという懸念が書かれているのですが、これまでの議論中でも再三私とかが述べましたように、ブロッキングは国内を対象とするものではないのです。国外の日本の法律が届かないものに対して、ブロッキングを行うことが最終手段として必要であるということを述べている訳でして、このようにその他の取次書店、図書館などというのは、基本、日本国内で完結する話ですので、この議論は当てはまらないと思います。

○中村座長 それはまた後ほどの議論で、今のここのところの扱いですけれども、書きぶり含めどのようにすれば納得いただけますでしょうか。

文科省から何かコメントはあるでしょうか。

○水田課長 特にございません。

○中村座長 では、今御指摘いただいたようなことを、細かい文言の修正はあるかもしれませんが、ここに記載をするということで収束を図りたいと思います。

1ポツの方の宍戸さんが仰った、ユーザーの視点に立つというのは、2章の冒頭のところに何か書く、あるいはいろいろと散りばめていく、どちらの趣旨ですか。

○宍戸委員 散りばめていただいても良いのですが、今から修文が大変であるということでございましたら、もともと私が御提案した趣旨で申しますと、22ページでございますが、「1. 海賊版サイト対策の基盤的な取組」というときに、「ユーザーの視点に立った海賊版サイト対策の基盤的な取組」としていただいたら、それで趣旨は伝わるのではないかと思います。

先ほどの2ポツ目の静止画書籍のダウンロードの件ですけれども、私、より慎重なというのは、元々の事務局案の40ページをそのまま引きずってきた訳ですけれども、先ほど丸橋委員の御指摘がありましたように、このダウンロード違法化について丁寧な検討が求められるとか何とか、しかるべきやり方で言っていただければいいかと思います。

その前のISPに義務づけるブロッキングほどではないとしてもというのは、通信の秘密を侵

害するかしらないかという観点から、あるいは現に著作権侵害行為をしている人に対する法的な無価値評価をするという静止画ダウンロードと、著作権侵害行為をしているか、していないかにかかわらず大量検知を行う。その結果、一般のユーザーであったり、ISPに負荷をかけるというブロッキングとでは、やはり優劣の差があるだろうというのが私の見解でございます。

○住田局長 そうしたら、今のところは、丁寧な検討ですかね。それとさっき、直ちに検討と言われたのですかね。というところで、優劣の話はもちろん書くこともあり得るかもしれないけれども、人によって評価も違うので、このところを丁寧なというのと直ちにということになれば、それはそれでよろしいということでしょうか。

○宍戸委員 中身が恐らく第3章と関わってしまうと思いますので、後でもう一度議論するというだけでも結構でございますけれども、私は今申し上げた構造からここは順序があると思っております。

○中村委員 丸橋さん、上がっていますかね。

○丸橋委員 私も賛成です。順序があるべきだと思います。加えて第1回、第2回でしたか、講談社の野間さんから静止画ダウンロードの違法化という意見もあったのに、継続検討とはこれはないだろうと思っています。

以上です。

○中村座長 今、札を上げておられるのもそうですか。意見も今それでいいですか。

では森さん、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

私は立石さんと同じ3,000億円問題なのですけれども、実は資料をお送りするのが昼前になってしまいまして、罰として自分で印刷して持ってくるということになってしまいまして、今、机上配付、委員の方とメインテーブルの方だけ、白い資料で「ブロッキング法制化は違憲の疑いが強いこと」（弁護士森亮二）をお配りして、傍聴の皆さんは大変申し訳ありません、ちょっと今刷っておりますので、あと1時間弱ぐらいで届きます。その時には資料で御説明できると思いますが、今は資料無しで話をさせていただきます。

3,000億円問題です。資料の8ページの次のところ、ページ番号は消えていて申し訳ないのですが、「立法事実に関する新たな疑問」ということで、おめくりいただくと、これが犯罪対策閣僚会議のときの別紙です。何度も見たやつです。赤い線のところ、被害額については流通額ベースの試算で「漫画村」については約3,000億円ということですよ。

これについて、この文章、犯罪対策閣僚会議の決定文書が出てくるまでのいろいろな原案等について、情報法制研究所が情報開示請求をしましたというのがその次のところでして、そうすると警察庁から出てきた資料で、これが3月29日作成時の原案です。実際の決定日付は4月13日ですけれども、3月29日時の原案が出てきたということです。

関連部分はほとんど同じです。10ページに書いてあるのと、12ページに書いてある3月29日案とほとんど同じですが、赤線の部分だけが変わっているということです。4月13日の正

式版は3,000億円だった訳ですけれども、3月29日案はこのようになっています。

「被害額については、大手出版社であるA社では、直近年度において数十億円以上、割合にして20%~40%程度の売上減少という甚大な被害を被っている可能性があり、更に、大手電子書店B社及びC社においては、漫画村が登場した昨年8月頃を境として、急激に売上が悪化しており、両書店における被害額は少なくとも総額20億円以上となるとのデータもある」ということです。この前の部分、後ろの部分は全く同じです。

その次の13ページ目ですけれども、まとめるとこういうことかと思えます。アクセス数は3月29日も4月13日も変わっていませんけれども、被害額は3月29日案と4月13日の正式版で大きく変わっている。3月29日に出てくる数字というのは、大手出版社Aの数十億円とB社・C社の総額20億円の2つです。足してもさっきの立石さんの数字には全然届かないということ。それが4月13日には3,000億円になっているということ。す。

おめぐりください。世間がイメージする被害額というのは、この3月29日案の計算方法で、売上げが減ったとか、実際にどういうダメージがあったかというのが被害額です。3月29日案の計算方法が正しいです。アクセス数に定額を乗じて、これでいつもやっていますというのは世間がイメージする被害額とは違うのです。それなのに被害額3000億円と言うと、金額に直すと産業分野横断的な指標となりますから、3000億円ということであれば国の問題として大変だということになる訳ですので、3月29日案の方が私は正しかったのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 それは今の12ページの下のところですね。

○森委員 ここのところ、こういう経緯で、こういうものが出てきて、その記載はこうだったということを書いていただければと思います。

○中村座長 ここに書いてあることに追記をすればよいということでしょうか。

○森委員 追記をして中間まとめとして体裁がどうかという話はあると思いますが、とりあえず私のお願いはここに書いてくださいということ。す。

○中村座長 追記法を考えます。

それから、どうぞ前村さん。

○前村委員 ありがとうございます。私も直前にしか資料が準備できませんで、刷って参りました。「クラウドフレア社からの背景情報について」という紙がお手元に配られているのではないかと思います。

このタスクフォースの会合では、クラウドフレアという社名が何度も出てきていました。クラウドフレアという会社自体は前からなじみがあり、ちょうど先週、インターネット運営関連の会議で、APNICカンファレンスというものがあまして、そこでクラウドフレア社の技術者と話す機会がありましたので、こういうタスクフォースをやっていて議論が上がっていると話をしたら、公共政策担当者としてぜひとも話をさせてくれということで紹介をいただき、一昨日9月17日、私自身も出張中だったのですけれども、アメリカにいらっしゃる担当者の

方と電話会議を持ちました。

その場で、タスクフォース第7回の会合の中で既に中間とりまとめ（案）が出てきていましたので、その中でクラウドフレア社に触れられている部分を幾つか、検索すればパッと出てきますので、こういうふうに触れられているよと言ったところ、資料に付されている3ページからなるレターが今日の午前中やっと思いたのです。

それで、このテーブル上にいらっしゃる委員の皆さん、省庁の皆さんのところには署名が付された3ページ目があるものが配られています、そちらは卓上配付のみで非公開とさせていただきたいと思えます。それ以外の2ページまでのところに関しましては、随行、傍聴の方々にもお配りできていると思えます。

内容の方を詳しく申す訳ではありませんので、クラウドフレア社がこう言っているということ、御覧いただきたいと思えます。

御指摘したいのは、今の中間とりまとめ（案）としていただいたものの中にも、例えば16ページとか43ページ、もう一つあったのですけれども今ぱっと探せないのですけれども、クラウドフレア社に関する記述がありますが、同社としては例えば9,200件の削除要請があったというのは、これはたしかCODAさんの資料からのものだったと思うのですけれども、その9,200という数字に関してもぴんと来ていないということなのです。

何が実像かというのはよくわからないのですけれども、少なくとも同社は、資料の1枚目、「背景情報について」の最後にJPNICが書いたように、「しかしながら同社の遵法性やサービスに対する不適切な認識に対しては懸念を持っており、タスクフォース及び日本政府に対して喜んで追加情報を提供する準備がある。タスクフォースに提供されている同社に関する情報や統計データは、その正確性の検証のために同社に提供していただくことを、謹んで要請する。」と、多少強い言葉でレターの中にも出てまいりまして、そういうことを同社は言っています。

ここで私が申し上げたいのは、こういったCDNに関しての背景情報というのは、検討していく上で重要なところだと思えるのですけれども、そういうところに関しても結局バックグラウンドチェックがちゃんとできていないということになるのではないのかということ。そういうことで取りまとめが行われていいのかということに、多少疑念を抱くところがあります。

以上です。

○中村座長 具体的にどうしたらいいですか。

○前村委員 今日、固めてしまわないといけないのですか。

○中村座長 少なくとも、今、2章のこれをどうするのかということについては結論を出したいと思えます。

○前村委員 わかりました。

○中村座長 非常にありがたいお話なので、何らか反映させることができればいいかなと思えるのです。

○前村委員 はい、わかりました。

現時点では、クラウドフレア社からはこういった申し入れがあつて、同社としてはその事実を確認したいと言っているということが盛り込まれるべきだと思います。

○中村座長 何らかの引き取り方を考えます。

○前村委員 それで担当者のお名前に関して、委員の皆さんは今ご覧いただけると思います。コメントやクエスチョンはウエルカムだと書いてありますので申し述べます。

以上です。

○中村座長 皆さん、御協力をお願いします。

以上ですけれども、2章まででの意見、もうよろしいでしょうか。

ありますか。はい、どうぞ。

○丸橋委員 今のクラウドフレア社がウェブホスティング事業者ではないためと言っているのは、多分アメリカのDMCAとの関係でそういうキャッシングしているだけだというポジションをとっているだけだと思うのですけれども、それだけだったら、毎回キャッシングを消せば免責になるはずで。

ところが、裁判で一旦差し止め、日本の仮処分みたいなのが出ているということなので、何らかのその取り扱いの、DMCAでカバーされないという事情があったということではありますので、そういう点についてもまだちゃんと調べが足りないと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中村座長 ひとまずここまでで皆さんから意見をいただいて、取り入れられるものを取り入れるということで2章まで、つまりブロッキングを除く10項目についてダウンということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そこまでは何とかしたいと思っておりました。

次に、第3章アクセス制限（ブロッキング）というところ、御意見を頂ければと思います。札を立てていただければ、御指名を差し上げてまいります。いかがでしょうか

○中村座長 では宍戸さんから。どうぞ。

○宍戸委員 皆さん、手が挙がらなかったのはややびっくりいたしましたけれども、お手元の、第1次中間とりまとめ（案）に対する意見、資料5を御覧いただきたいと思います。

第1に、1ページ目の3ポツ目ですが、アクセス制限（ブロッキング）という趣旨がちょっと正直よく分からないということでございますので、そこはブロッキングならブロッキング、アクセス制限ならアクセス制限、それぞれどういう意味で使っているのかということは整理をしていただきたいと思います。

その他、第3章の1、幾つか具体的な書きかえをしていただくべきではないかというようなことを2ページから3ページまで書いております。

細かくいちいち記載の内容について申し上げる時間がないと思いますので、簡単に言いますと、いろいろな方策に効果があるとされているけれども、限界があるのではないかという指摘はあるけれども、全体を先ほどの基盤的な取り組みとして司令塔をつくって、そこで柔

軟かつ有機的に組み合わせることで十分な効果を上げられるのではないかと、私は何度か申し上げたつもりでございます。

第3章の2はアメリカのお話は追記いただきましたけれども、その分析と申しますか、アメリカでは挫折したということ踏まえて、ではどういうふうに我々は外国法を立法事実として評価するのかといったような観点もやはり入れるべきではないかと。

それから、第3章の1については、先ほど参事官から御指摘がありましたけれども、スピーディーな取りまとめをお願いしたいという御発言がブロッキング法制化を他の方策とは別に推進する御意見なのかどうかというのは、確認した方が良いのではないかと。

注の付け方が何かおかしいのではないかと。注の57については、児童ポルノブロッキングと著作権ブロッキングの違いというものも、何度か議論があったと思いますけれども、それについてちゃんと書くとすればこうではないかと。注の61の記載も問題があるのではないかと。

第3章の2の(6)、考慮に値する限定の例として、第1次事務局案であったものが消されておりますけれども、これがなぜだかわからないということ。

第3章の2(6)のイ、注の70については、横田基地事件の例が挙げられているのですけれども、作為請求か不作為請求かということで、作為請求であると言う以上は作為義務というのは一体何なのかということがはっきりしないといけないのではないかと、

(12)の作為義務のお話が川上委員から御指摘を受けたところでございますけれども、私の考えでは、海外であれ何であれ、なぜ権利侵害者ではない人に法的な義務を負わせるのか、その論理が詰まらなければ、結局のところ、ここに書いてあるような情報流通の媒介者に一般に広がり得るのではないかと、ということでございます。

その次ですけれども、名誉毀損等の法益侵害について、そのサイトの大部分が名誉毀損情報により構成されているウェブサイトの存在が現時点で明らかになっていないと本当に言えるのかということでございます。

第3章の2の(12)で、カジュアルユーザーという言葉は、誰かが仰ったことを私もそれに乗っかってずっと言い続けた結果、ずっとここに乗っかっている訳ですけれども、このカジュアルユーザーという表現は確かにきちんと整理をいただきたいと私も思います。

4ページですけれども、別紙では各種施策の留意点がいろいろ挙げられているのですが、ブロッキングそれ自体の法制化とは別の留意点もこの場でいろいろ出てきているはずですので、ここで対等に詳しく記載していただくべきかと思えます。

差し当たり、以上です。

○中村座長 今御指摘いただいた、それぞれ具体的に記述をしていただいております、私も読んでいますけれども、今の提案について何かコメント、反対などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

政府事務局サイドで、これをこう記述していくことで問題になる場所はありますか。

○住田局長 最後のやつがよくわからなかったのですが、別紙の中にブロッキングに関する留意点を入れろということですか。これは3章に書いてあるのではないですか。

○宍戸委員 97ページ別紙（2）という形で、各種施策の留意点というのが特出しをされておりますので、別紙をこういうふうに（2）として、いろいろな施策の留意点を特出しするならば、別紙（3）という形もあると思いますが、ブロッキングについての留意点というものも特出しして書くべきだという趣旨でございます。

○住田局長 ここはもともと、今のやつの67ページの最初のパラグラフの留意点の後に書いてあったのだけれども、長たらくてよくないからと言われて、別紙に持っていったのです。だから、別紙は今のままに多分なると思うのですけれども、改めてブロッキングに関する留意点を別紙みたいな形で見やすくせよということですか。

○宍戸委員 そこでジャストアイデアでございますけれども、例えば94ページ「（12）（1）から（11）までの検討の概要」ということで、いろいろ必要となるということで、法的な問題点については概要を御整理いただいているので、ただこのブロッキングを法制化するしない、いろいろ御議論あるにしても、ただブロッキングという施策についてこのような留意点があるという文章を入れて別紙（3）とした上で、別紙（3）をおつけになるのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○長田委員 私も、3章の最初のところになぜ前述の海賊版対策についての留意点をまた改めて、その前に2章で全部書いてあることですよ。それをわざわざここに書かなければいけないのかなと私は思いました。だから、むしろこの項はなくてもいいのではないかと。別紙ごとと思いました。

○中村座長 他にもこの別紙を無くせという意見を提出されていた方がおられましたので、扱いをどうしましょうか。この別紙2を無くした方が良くはないかという意見と、追記して。

○宍戸委員 もし、別紙2を削られるのであれば、私はそれで構わないです。

○中村座長 ブロッキングのところを書き足せという意見が、ここでは出ておりましたけれどもいかがでしょう。

○岸本参事官 もともと別紙2を書いて、67ページに入っていった訳ですけども、最初に法的論点ペーパーのところでは既存の対策を検証した上で、新しい枠組みとして効果的な対策として必要性があるということであれば、ブロッキングの必要性について検討し、そして法的なところの論点についても議論しましょうということで御説明をしていたかと思ひまして、その流れに沿ってこの記述をつくってみております。

○中村座長 その理由は分かったのですけれども。

○宍戸委員 そうだとすれば、ブロッキング以外の方策についての対策の効果に一定の限界があるとの指摘をまとめつつ、他方でブロッキングの対策の効果についていろいろな議論があったということについてまとめないのはおかしいのではないかと申し上げております。

○岸本参事官 ブロッキングについていろいろな限界があるということは、第3章の1ポツ

で幅広く書いているつもりなのですが、技術的な限界というところを先生はお気になされているのでしょうか。そこも改めて。

○宍戸委員 技術的ないし海賊版対策としての実効性に欠ける部分があるのではないかと。

例えばフィルタリングの限界、あるいは私が提案していろいろ御批判もあるのでございますが、アクセス警告表示方式の限界というものと、ブロッキングについて限界として指摘されている部分で、かなり重なる部分もあると思いますけれども、それについてしっかり書くべきではないかということでございます。

○住田局長 どうするということの前に、どういうつもりで書いていたかというのは、まさに留意点的なことが69ページあたりからずっと全部書いてあったつもりなので、これを表にするのか。

○岸本参事官 他の先生方の御意見も聞きながら、消すか、あるいは先生が仰るとおり、ブロッキングについての留意点を書き加えるのか、どちらかの形にしたいと思います。

それから御指摘されていた点、1点だけ。石川委員が前回仰ったスピーディーな対応を求めるという点に関しましては、ブロッキングも含めてということに関して、本日の資料の7の方で書いていただいているので、このままこちらに書かせていただきたいと思います。

○中村座長 では今の点、別紙2のところはこれを削るか、ブロッキングの留意点を書き足すか、どちらかで処理する。どちらでもよろしいですかね、皆さん。

では、そのように扱いたいと思います。

丸橋さんが上がっていますね。

○丸橋委員 今回の宍戸先生の93ページから94ページの(10)についてありますけれども、それに追加して、(10)の最後の「したがって」という結論部分、これは本当にコンセンサスが合ったというつもりで書き方でしょうか。ちょっと強すぎるのではないかと思います。

各法益侵害ごとに立法事実の有無や要件の検討が行われるべきであり、著作権に関する本検討会における検討は、他の法益侵害に適用されるものではない。適用という言葉の使い方にもよるのでしょうけれども、影響があるのは明らかで、著作権でブロッキングの法制度をつくるからには、必ず他分野での議論の時の根拠になるのは明らかであるので、こういう書き方については賛成できません。

逆に、(11)の最後、94ページの(12)の上ですけれども、著作権法でブロッキング請求権を検討することが適当であると考えられると書いておきながら、「なお」のところに、「法的責任を免除する等との対応も考えられるところ、当該対応の法制化は著作権以外で行うのが相当である」、これはまさに他の権利侵害に対する波及効果を考えて作らなくてはならないところなので、こういう著作権侵害のところ、請求権は著作権法で、その後は民訴の特別法みたいな形で作るかどうかがイメージが分からないのですけれども、これについてコンセンサスがあるというのはちょっと信じられないと思います。

前回欠席したので、そういう意見が出たというのは知っていますけれども、どういうロジックでこういうことを言っているのか、私には理解できません。これは著作権法でいくとい

うのなら、著作権法で免責も含めて書くべきだと思います。

以上です。

○中村座長 この陳述について、何かコメントある方はおられますか。

○立石委員 全く同じところなのですけれども、93ページの今のアクセス制限、「したがって」以下のところですね。表現されていること自体、著作権侵害によって他の法規侵害についても波及する可能性を示唆して認めているのではないかと思います。私の資料6の3ページの「104」と書いてあるのですけれども、93ページのところは何か変える必要があるのではないかと。

それから、同じく次の丸橋さんが御指摘あったところで、上から4行目、「著作権侵害の救済のためのアクセス制限（ブロッキング）の請求権を規定するのであれば、著作権法で」と書いてあるのですけれども、これは大幅な論理の飛躍があると思います。

単純に、著作権侵害対策が他の法益侵害に至らないようにという希望のもとに書かれているか、あるいは他への波及について言及されると単に予防的に書かれているだけで、ブロッキングと技術そのものは、作用するのは別に論理的に著作権ではなくて、他のものにも全部論理的に技術的に実際には波及しますので、ここでこう書くのは理屈が通らないと思います。削除するか、あるいは別の形で修文するべきだと思います。

以上です。

○中村座長 今の部分、他に如何ですか。

○後藤委員 今の94ページの件ですが、「裁判所が当該アクセスプロバイダに対してアクセス制限（ブロッキング）を命じた場合、他のアクセスプロバイダが追随してアクセス制限（ブロッキング）を実施することに起因する法的責任を免除する」というところで、いわゆる通信の秘密の侵害が免除されるということで、通信の秘密が書いてある電気通信事業法並びにプロバイダ責任制限法によって検討いただければという趣旨で、私は理解をしていました。

以上です。

○丸橋委員 よろしいですか。まさにプロバイダ責任制限法で免責を書くということは、プロバイダ責任制限法のつくりからして、あらゆる権利侵害について対応するというつくりをしていますので、他の権利侵害の波及効果が避けられない。そこはどうやっても絶対避けるべきだと思います。

○中村座長 ここは書きぶりの工夫で何とかなるのかどうかというところですが、どうでしょうね。事務局サイドは何かありますか。

○上野委員 今、御指摘があった点に関しましては、著作権法以外の責任の免責を定めるということですから、そのような免責を著作権法に書くことができるのであれば、それでもいいかと思いますが、そうでないならば著作権法以外の責任の免責は著作権法以外で定めるべきだという趣旨で書かれたものではないかと思っております。

ただ、丸橋先生が御指摘になったように、ブロッキングの制度化を行うとしても、それは

著作権侵害、しかも非常に深刻な著作権侵害にだけとどまるべきべきだ、将来、名誉棄損やプライバシー侵害などに拡大するようなことがあってはならないと私は思っておりますし、その点はかなり高いコンセンサスを得られているのではないかとしますので、そのような事態にならないような立法と理論が必要になるのではないかと思います。それは決して不可能ではないと私は考えております。

以上です。

○中村座長 何かありますか。

○住田局長 最初に丸橋さんの仰った93ページ目の「他の法益侵害に適用されるものではない」というのは、ここでこうなっても別に自動的に適用される訳ではないという意図で書いているのですけれども、それがかえって誤解を招くのであれば、「行われるべきである」で切れればいいということですかね。

○丸橋委員 そんなのは当たり前なので、このパラグラフを消せばいいと思います。

○中村座長 パラグラフ、どこですか。「したがって」のところ。

皆さん、いかがでしょうか。

○森委員 ありがとうございます。全体にかかわることなのですから、早目にお話しておいた方がいいかなと思うので、資料4「ブロッキングの法制化」のことで共同の意見書について発表させていただきます。

○中村座長 では、今のところだけ処理してしまおう。

○森委員 いまのところ。どうぞ。

○中村座長 どうですか。

○住田局長 削除ということで、皆さんよろしければ、「したがって」のパラグラフは削除をします。

あと、立石さんの言われた、著作権法で規定することが適切であるというのを削除と仰ったのですか。それはちょっと趣旨が分からなかった。

○立石委員 削除というか、単純に著作権でやる分はいいけれども、他の分はここでは見ないよと言っているだけで、でも実際に現実的にブロッキングという技術は他にも当然作用しますので、そこはやはり論理的に飛躍があるのではないかと思います。

だから、ここで議論していないとは思いますが、著作権救済のアクセスを規定するのであればというのが、技術的に見ると理解できない。

法的に見れば、著作権のことなのだから著作権でしなさいよと、それで納得いくのですが、実際ブロッキングということをやってしまうと、それは著作権だけに及ぶ話ではないので、そこをもうちょっと考えて書いていただくべきと思いました。

○住田局長 例えば少なくとも法律的な観点からはとか、それぐらいのことを書けばよいということでしょうか。

○立石委員 法制度上はということかもしれないですね。

○中村座長 わかりました。そのように扱いましょう。

森さん。

○森委員 ありがとうございます。

今、ちょうどまさに著作権侵害に限定すべきみたいな話になっている訳ですけども、それはあらゆるものがブロッキングで処理される世界に比べれば、著作権侵害だけに限った方がいいという話であって、著作権侵害を著作権法だけ変えてブロッキングで守ることについて、高いコンセンサスが得られていることは全くない訳です。

そんなことで、プライバシー侵害とか名誉毀損とかは全く何もしなくて良くて、著作権だけ守りましょうということでコンセンサスを出したら、私はもう自分の同業者に顔向けができないです。

そういうことで、そうじゃないのですよということをお話ししようと思いますが、資料4を御覧ください。中間まとめに対する共同の意見書ですが、私が皆さんにかわって御紹介します。

事務局が提出する中間まとめ（案）は、ブロッキング法制化の当否について賛否両論あったということを確認するにとどまるものであり、本検討会議の外でブロッキング法制化を決定し、国会への法案提出を強行することを可能にする内容となっています。

このまま法制化に向けた取りまとめを強行すれば、今後の他の海賊版対策（著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、広告出稿の抑制など）において必要不可欠な権利者と電気通信事業者・消費者間の協力関係の構築にも大きな支障が生じることは明らかであり、法制化を一旦見合わせ、他の手段の効果を見てから検討を再開する等の選択肢が当然に検討されるべきです。

にもかかわらず、事務局がこのような選択肢に見向きもしないのは、異常な対応という他は無く、翻って、本検討会議が当初から、ブロッキング法制化を企図する事務局による単なる「形作り」にすぎないものであったことを物語るものです。

私たちは、海賊版サイトの被害が深刻なものであることを理解し、それぞれの立場で対等に協力する前提で、この検討会議に参加しました。しかしながら、仮に、事務局が、私達が大切だと考える価値に全く理解を示さないまま、ブロッキングの法制化を強行することがあれば、海賊版対策に向けた権利者と電気通信事業者・消費者の協力関係は、阻害されることとなるでしょう。

私たちは①ブロッキングを可能にする法律には強い憲法違反の疑いがあること、②他の手段の実効性を検証するまで法制化は一旦見合わせるべきであること、の2点を明記し、さらに③具体的な法制度の内容部分は削除または参考情報にとどめることとしない限り、中間まとめ（案）に反対します。

以上です。

○中村座長 今の御意見というのは、3章と4章の両方にまたがる形ですか。

○森委員 そういうことですね。1章、2章も関係なくはないです。

○中村座長 さて、これをどう扱うか。たくさんの方に連名で出しているのを、

1 個集中的にこの話を議論しなくてはいけないと思いますが、どうしようかな。

瀬尾さんから御発言いただきましょう。

○瀬尾委員 今、森さんからのお話もあって、やはり前回も言ったように難しい両論が際立っていて、なかなか結論が得られないということだと思います。

今、3章のまとめということで修文を中心にしてやってらっしゃるということがありますが、一つやはり繰り返したいと思いますのは、ここできちんと議論したことは公平に両方書きましょう。

どちらかを削ったり、増やしたりというより、ちゃんとバランスよく結論が出なかった内容は書くべきだと思います。話したことをあたかもなかったかのようにするというのは、会議の進行として、このタスクフォースの設置の趣旨からしても、おかしいと思います。

この前も申し上げましたけれども、主張は双方あって、私は少なくとも双方の意見について両方とも納得しています。その中でどうしていくかということについて、それぞれプラスとマイナスと大きく困難な両方あることもわかります。だから、それについてはきちんと書いていただいて、例えばここで閣議決定してくださいとか、そういうことを決める場ではなくて、与えられたお題について最善を尽くすべき場だと思っていますので、それを反映した書きぶりにしていただきたい。

そして、私は最初から申し上げていますがけれども、サイトブロッキングありきと言うのであれば、他も全部ありきです。つまり、全ての選択肢を置いて検討しましょうということを最初に申し上げました。

ただ、もしサイトブロッキングありきを批判されるのであれば、サイトブロッキング阻止ありきを主張されることも全く同様になってしまうと思います。両方を認め合わなければいけないし、この場ではやる可能性もやらない可能性も残すのは当たり前です。両方とも、論がそのところで平行線だったからです。ただし、その判断はここですることではない。もし、場外で法制化されてしまうかもしれない、なってしまうかもしれないと危惧があれば、それはここ以外の場でもう一回考えなければいけないことだと思います。

ここはここで与えられた題に対して、私は誠意を持って両方平行にきちんとお話をさせていただいたし、案も出させていただいた。ただし、それでもやはり双方の意見が埋まらなかった訳ですから、その事実というものについて私は受けとめるべきだと思います。

そういった意味では、その両方を考えられた村井座長の案については、非常に私は客観的であると思うし、現時点ではこれ以上言えないということもよくわかりますので、村井座長の4章を含めた案について私は賛成をします。それにきちんと沿って公正な書きぶりを出す。このタスクフォース外のことと、以前のことと、このタスクフォースの議論にまぜてしまうと公平性を欠くと私は思いますので、その点に留意してまとめを行っていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 森さん。

○森委員　すごい御指摘だなと思ってしまして、意見が出たことは全部書くべきだと思いますし、私が前回言ったことで書いてもらってないことはかなりありますけれども、書くべきだと思います。

それで、考え方に大きく隔たりがあるのは、ブロッキングの法制化をやめてもらいたいということと、そうでないというものもあるんですけども、検討会の位置づけをどう考えるかということもあると思うのです。

瀬尾さんの御意見としては、この検討会でこういう議論が出ましたよ、その議論の中身を確認しましたということといいということなのだと思いますし、そういう御意見もあるのかなと思いますけれども、我々がこの共同の意見書を出した趣旨は、ここでブロッキングの法制化を進めることを一旦やめてもらいたいと願っているからです。

それは、この検討会の外側のこともかもしれませんけれども、私たちはそのように考えていますし、そうならない限り中間まとめに賛成できないということです。

○中村座長　私も書き足していった上で、まとめまで行けばいいなと願っております、今日の時点では両論併記になると、そこまでわかっているのですけれども、それでもまとまるかどうかというのが、今、問われているということだと思っております。

この3章の書きぶり、細かく修文の要求なども出ておりまして、立石さんとか宍戸さんからペーパー頂いていて、飲むもの全部飲んでいきましょうということで、こここのところまで整理がなされてきておりますが、そのような具体的なここはこう直すべきだというのがあれば、今出していただきたい。

全体のまとめるのかどうするかという議論をその後にしたと思うのですけれども、個別の論点みたいなものはありますか。ここをこうすべきだっていうのは。

前村さん、どうぞ。

○前村委員　ありがとうございます。67ページなのですが、少し細くなるのですけれども、今、瀬尾さんも仰ったように、また森先生も仰ったように、議論したことは書いていただきたいという観点で言いますと、アクセス制限（ブロッキング）に関する措置の効果の最後の段落なのですが、「これに対し、アクセス制限（ブロッキング）には主にユーザー側に回避手段が存在することを理由に、海賊版サイト対策としての実効性に疑問を指摘する意見も見られた」なのですけれども、タスクフォースの議論の中で、悪意を持って海賊版を提供しているサイト側にも回避策があるという指摘を、少なくとも2度ぐらいやったような覚えがありまして、それが取りまとめ案に反映されていないと思います。それはブロッキングの効果を見積もる、吟味する上で重要なことなのではないかと思っておりますので、付け加えていただきたい。

もう一つはその次なのですけれども、「アクセス制限（ブロッキング）に係る措置を行うための法制度整備」についてというところで、「上述のように」、飛ばします、「それに係る法制度整備を行うことが必要との考え方が多い」は、果たして適切な表現であるか、甚だ疑問です。「多い」でよろしいのでしょうか。両論あったのではないかと思います。

以上です。

○中村座長　ここは、もしもブロッキングをやる場合は法律が要るよということで。これに対する疑問みたいなものがあるのですか。

○森委員　その部分、よろしいですか。これはミスリーディングなのですよ。だから、前村さんは誤読されていますし、私も最初そうなのかと思った。つまり、みんなが法制化に賛成しているのではないのと読めるのです。殺されるのと靴をなめるのとどっちがいいかと言ったら、靴をなめるのがいいですとみんな言っているのですけれども、ここはみんな靴をなめたいと言っているみたいですよみたいな、そういうことです。書きぶりですね。

○前村委員　ありがとうございます。ミスリーディングでございましたか。

○中村座長　立石さんと林さんから上がっているので、お願いします。

○立石委員　その67ページなのですけれども、私の資料6の2ページ目の下の方で76と書いてあるのが67ページに変わっています。

最終手段としてアクセス制限（ブロッキング）が必要な場合があり得ると書いてあるのですけれども、これは何度も私は申し上げていますが、最終手段ではないと我々は考えているというところです。

それから、同じく67ページの「この点に関しては、少なくともインターネットのカジュアルユーザーについては、大多数が回避手段を講じてまで閲覧するとは考えられず」と書いてあるのですけれども、これに対してもやはりカジュアルユーザーに介するアプリケーションやハードは既に存在しますし、それを回避する環境も整いつつあると追記をお願いしたい。

それから、99中ほどと書いていますが、これは89ページに変わっています。「著作権者等が可能な範囲で他の手段」で、これは「取り組んでいけばいい」と書いてあるのですけれども、取り組んでいけばいいのではなくて、実際にオペレーションをしてないためです。これも1回お話ししたと思うのですけれども、やっていなければだめだと思います。細かいところですけれども。

それから、100と書いていますけれども、90ページです。「多数のユーザーがそのような回避手段を使うとは考えづらく」と断定されていますけれども、技術的にはハードソフト部分に既に現時点で回避手段が複数存在しますし、そのプロトコルの標準化というところでは、このような事態に対応するために暗号化による回避が進められておまして、近い将来回避されているのが普通になる可能性が非常に高いことを明示していただきたい。

それから、101になっているのは94ページ目です。技術が日々進歩していくことを考慮すると云々とありますけれども、目的達成のための手段がふさわしいかどうかということ、プロバイダに委ねてしまうことは問題ないのか、何やってもいいとなりませんか。

また、この表現からもわかるようにブロッキング技術が有効であることを前提としていることもありますので、この辺の実情を踏まえた上で整理していただいて、修文する必要があるのではないかと思います。

とりあえず以上です。

○中村座長 それぞれの御主張というのは、修文レベルで対応できるものなのかどうなのか、私も今にわかには判断つかないですけども。

○立石委員 私としては、ここに関しては修文あるいは追加していただければと思います。

○中村座長 この修文、追加することに何か問題はございますでしょうか。

難しいものがありますか。できますか。

○川上委員 まずはカジュアルユーザーという言葉の定義について、まだ回答される方がいらっしゃらないので、私の方から意見を述べさせていただきます。まず、カジュアルユーザーという言葉は私も皆さんが使っているので使っているだけですので、実は原典ではないのですけれども、なぜ使うようになったのかというと、立石さんと前村さんとの議論の中で必要になったものと認識しています。今回も、立石さんは仰いましたが、普通のあまり知識のないユーザーでも実行できる回避手段があるというのが、前村さん、立石さん側の主張で、私の側はたとえそうであったとしても全員がやる訳ではないというのが、私とかの主張である訳です。

この場合にカジュアルユーザーというのは、私が使っている意味は、例えばですが「過半数のユーザー」という意味です。

実際に手段というものが、勉強すれば普通の人でもできるとかというようなことではなく、能力的に可能ということでもなく、実際に手段としてとるかという意味で大多数のユーザーはとらないということ、カジュアルユーザーという言葉で表現しています。

そういう意味で言いますと、立石さんが一般ユーザーでも回避できるということを仰るので、カジュアルユーザーと別の言葉を使った訳ですので、カジュアルユーザーでも回避できる手段が存在するとあらためて仰るのは、私としては受け入れがたい表現であるということをおっしゃっていただきます。これをどういうふうに表示するかについては、事務局にお任せしたいなと思います。

○中村座長 はい、わかりました。

他に立石さんの主張についてはいかがでしょうか。

事務局側で、さほどの困難みたいなものがなければ、ある程度飲み込んで中に収めていくことで扱わせていただきたいと思います。

林さん、どうでしょう。

3章。

○林委員 ありがとうございます。私の資料は、資料2になりますが、その前にまず申し上げておきたいのは、本件では確かに法整備に反対されている委員の皆様と意見が違ってしまっている訳ですが、私としてはこれまでもこれからも皆様方の活動をリスペクトしておりますし、森先生のキャラクターも大好きですし、お人柄に親しみを感じていることは変わらないことを最初に申し上げさせていただきたいと思います。

それで資料の2をご覧いただきたいのですけれども、匿名や海外の海賊版サイトの著作権侵害による深刻な被害を救済する必要を無視できないことについては、本会議において異論

がなかったところだと思います。

こうした被害救済について求められているのは、速やかに実効性のある対策を講じることであると思います。そのためには、他の総合対策を早急に進めることと並行して、アクセス制限についても憲法適合的な法制度とするための具体的な検討を速やかに進めるべきであって、中長期的検討に先送りするべきではないと思います。

そこで、憲法適合的な法制度とするためにはということなのですが、宍戸先生からも再三御教示いただいたとおり、憲法上の原理間の利益衡量における合憲性判断基準においては、具体的にアクセス制限の目的すなわち具体的・実質的な立法事実に裏づけられた重要な公共的利益の達成を目的としているか、また、手段の相当性すなわち目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有しているか、補充性すなわち他に実効的な手段が存在しないか、事実上困難な場合であるかについて検討することが必要であって、そのための具体的な論点を整理したのが中間とりまとめ（案）の第3章であると思います。

もちろん、反対の御意見の皆さまから示されている懸念点、検閲とか他の法益に影響するのではないかというところについては、私も皆様方の御意見を理解するところです。

特に私自身が問題だと思いますのは、アクセス制限の対象となる海賊版サイトの選定の透明性を担保することが重要だと思っています。この点で最も厳格に透明性が高いのは、司法手続において法律で定める要件、例えば明白な著作権侵害の存在であるとか、対象サイトは被告の特定が困難であったり、海外サイトであることなど、そういった法律で定めた要件に基づいて裁判所が対象サイトを判断することが重要だと思っています。

本件のような憲法上の異なる原理の間での利益衡量においては、抽象的ではなく具体的に検討すべきです。本件で言えば、「機械的に検知した海賊版サイトのIPアドレスをアクセス制限に用いることによる具体的な弊害とは何であるか」を明らかにして、その具体的な弊害と比較して、海賊版サイト被害救済にとって必要最小限度で適正手続を保障する具体的な手段や方法が何かということを検討するべきであると思います。

したがって、第3章で挙げた論点整理を踏まえて、これから具体的にアクセス制限の目的や手段の相当性・補充性について検討するために、速やかに法整備の議論を始めるべきだと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

我々、残された時間が30分を切りました。

今、札が上がっているのが、立石さんがまだ上がっていますね。後藤さん、宍戸さんと森さんも上がっているということで。上野さんも。まず、そこを聞きたいと思います。

先に上がっていた森さん、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。林先生の私に対する親しみも一気に覚めるようなことを申し上げて申し訳ありませんと、予め申し上げておきたいと思いますが、白いお配りの番号のない私の資料「ブロッキングの法制化は違憲の疑いが強いこと」を御覧ください。

おめくりいただいて、前回、実はこの違憲審査基準の当てはめというのは、スライドで御説明しておりまして、全く採用されなかったので大変ショックを受けております。

今回の取りまとめでは、81ページ下から2段落目です。「これらのことから、アクセス制限（ブロッキング）が合憲といえるのは」ということで、①～④と違憲審査基準が書いてあります。

スライドの方をおめくりいただいて4ページです。違憲審査基準を書いたのがこれです。前回と同じです。順番が前後しますが、④他に実効的な手段が存在しないか事実上困難な場合に限られる」というものが違憲審査基準の中に入っている訳ですが、本検討会議では他に多数の実現可能な新しい手段が検討されている訳ですから、実効的な手段が存在しないか事実上困難、そういうことは全く言えないのではないかと思います。したがって、違憲の疑いが強いということです。

次のスライド、5ページ目です。順番が前後しますが、①です。「具体的・実質的な立法事実を裏づけられて」ということも違憲審査基準に入っています。立法事実とは専門用語なのですが、立法するための理由なのです。その理由は何でしょう。これはもちろん海賊版サイトによる重大な被害ということです。

その1ポツのところですが、しかし被害額は先ほど立石さんのSimilarWebの話、それ以外にもいろいろなところから本当に3,000億なのかと。私の情報開示請求の話が出てきている。大きな疑いが生じている。世界42カ国で導入、これはもう全然根拠がないということかと思いますが、そういうことからしても、具体的・実質的な立法事実を裏づけられているとは言えないので、違憲の疑いが強いということです。

この④、①です。④は他の手段、そして①は立法事実、立法の理由ですから、これは法制度の中身とは無関係に生じるものです。したがって、法制度の工夫によって違憲の疑いを回避することはできないということです。この「他の手段」についての検証をする、それから立法事実について、適当な数字ではなくてもう少しきちんとやる、それまで法制度の検討に進むべきではないということです。

おめくりいただいて、6ページ目。採用していただくべく修文をきちんと入れてきました。81ページの違憲審査基準のすぐ下のところ、今の文案では「上記違憲審査基準を元に」となっておりまして、消しているところが青です。取り消し線つき。私が加筆したところが赤の下線です。ワードの修正履歴みたいになっています。

もとの記述は「上記違憲審査基準を元にアクセス制限（ブロッキング）の法制化について合憲性を最終的に判断するためには立法事実を詳細に確定し、法制度の具体的な案を作成することが必要となる」とありましたが、これは間違いです。法制度の具体的な案を作成するのはもっと先、必要ではありません。

むしろ「現在の状況下で」、加筆、頭ですが、上記違憲審査基準について当てはめを行うと。①については、海賊版サイトによる被害の額や諸外国における導入の状況につき多くの疑問が呈されていることから、具体的・実質的な立法事実の裏づけがあるとはいえず、

また、④についても前記第2章、いろいろな手段で検討されているとおり、他に実効的な手段が存在していないか、事実上困難とは言えないか、少なくとも以上の2点について当該基準を満たしているとは言えず、ブロッキングの法制化は合憲であるとは言えないと修文をしていただきたいと思います。

引き続きその次の文章ですけれども、82ページの頭から、「しかし、例えば通信の秘密の制約の目的を」とありますけれども、なぜ「しかし」で受けているかわからないのですが、この目的のことは違憲審査基準の②のことなので、②のことで整理できるのではないかと考えて修文しています。これは詳しいことは省略します。

その次、おめくりいただいて8ページ目です。これは82ページの下に下りまして、3番目の段落です。「なお、本中間まとめにおいては」ということですがけれども、私のスライドの3行目から読みますと、「これはあくまで制度設計等に当たっての観点を示したものであり」、原案は「今後法制度の検討を進める場合には法制度の具体的な案の作成を待って、改めて合憲性の判断を行う必要がある」とありましたけれども、これもそうではありません。

そうではなくて、「法制度の検討を進める前に」、したがって、このところを消して、「進める前に」、前記違憲審査基準の①については、具体的・実質的な立法事実の裏づけがあることを確認し、同④については他の手段を実施した上、他に実効的な手段が存在しないか、事実上困難な状況にあることの検証を行う必要がある。このように修文していただきたいと思います。

今回は傍聴席の皆さんの資料は、印刷がちょっと遅れましたので、私がポケットマネーで印刷して持って参りました。多大な犠牲を払ってプレゼンをやっておりますので、必ず修文していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○中村座長 今、札が立っている方、ひとまず皆さんにお聞きしたいと思います。

では、後藤さん。

○後藤委員 全体的なことですが、村井先生、中村先生、事務局に、この中間まとめをいただきましてありがとうございます。今の森先生の話もございましたし、資料4もございすが、やはり両論併記にならざるを得ないと思います。

そういった中、この会議は非常に世界から注目されています。権利者、関係者そして海賊版事業者からも注目をされているというところでもあります。誤ったメッセージを海賊版事業者に発信するおそれがあるということは、非常に留意しなきゃいけないと思います。

現に「Anitube」や「MioMio」といった現実問題があった訳でありまして、やはり最終手段としてのサイトブロッキングは絶対必要だと思います。そして、私たちが求めているのは裁判所の司法的な判断によるサイトブロッキングでありまして、乱用はできません。

それと実際、私たち権利者の体力からしまして、サイトブロッキングを申請する、申し立てるといっても、多くて年に5、6件です。ただ、ドメインを変えられるとその数は増えますけれども、年に5件か6件です。その程度です。

そして、運用に当たりましては、御迷惑をかけるISPの皆様、私第1回目の時も言いました

けれども、ISPの皆さんのこれまでの知見も含めて、事前にサイドブロッキングを申し立てる対象サイトはこういうサイトだということも連携をしながら進めていきたいと思っています。

運用において、透明性を確保して、しっかりとした運用体制を確立すれば、通信の秘密の問題はございますが、国民の理解は得られるものと私は信じています。何と言いましても、対象が暴利をむさぼる海賊版サイトですから、これがやりたい放題にできる世界というのは、幾らインターネットの自由な社会と言ってもおかしいと私は思います。

については、国民の声を広く求める意味からもパブリックコメントを実施していただきまして、並行してこの法制度の検討と運用体制の検討を進めて、しかるべき時期に国会の場において審議いただくべき事項だと私は思います。

以上です。

○中村座長 宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 まずはお手元で、先ほど林先生からペーパーをいただきまして、林先生は森先生にはリスペクトがあるけれども、私にはないのかと思って若干悲しい思いをしたのですが、そこでは原理間衡量というお話をされましたので、実は私に深いリスペクトをしていただいているのだろうということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

原理間衡量という言い方は、憲法学のテクニカルタームでございまして、私はこれを使うのを避けてまいりましたが、ちょっと気になって議事録を確認したところ、上野先生からも原理間衡量という言い方をしていただきましたし、林先生からも御指摘になったということで、これに即して私の考え方を補足したいと思います。

原理間衡量というのは、ドイツの憲法学者のアレクシーという人の議論でございまして、ABCという要件が満たされればXという効果が生じるというような普通のルールではなくて、いわば可能な限り、この場合だと通信の秘密とは可能な限り実現されるべき価値であると、そういった原理の調整を行うという考え方でございます。

この原理間衡量というものは、比較衡量が恣意的に好き勝手な思い込みで決まらないよう、対立するあるいはいろいろ見方の違う人たちが丁寧に議論をするための枠組みでございまして、世界的に人権制約の合憲性を考える際の手順を説明したものとして、現在では言及されることが多いものでございます。私自身も憲法解釈の方法の基礎の一つにしているものでございます。

重要なことは、原理間衡量というのは雑な衡量ではなくて、実質的な平面、権限的な平面、方法論的・認識論的平面というのがあるのでございますが、ここでは1番目と3番目が問題でございまして、まず実質的な平面においては原理とは何かと言いますと、通信の秘密と著作権が対等なもので普通にぶつかるのだというのではなくて、その重要性及びぶつかり方を具体的に検討する必要があります。

通信の秘密は、憲法上明文で保障されるものである反面、著作権は解釈上憲法29条の保障する財産権の一部として認められているものでございますが、だから価値が低いというのではなくて、憲法29条2項に書いてあるように法律による形成を必要とする権利でございます。

そして、その法律が現在海賊版サイトの閲覧行為を著作権侵害と定めていないようである。しかも一般のインターネット利用行為は、広くブロッキングの対象とするとしても、一般のインターネット利用行為を保護する通信の秘密の側が、著作権の側にわざわざぶつかりに行っている訳ではありません。他方、ブロッキング立法は、著作権者の利益の保護のために、大多数の無辜の利用者の無援のアクセス行為を検知するものでありますので、いわば通信の秘密にブロッキングという手段をとることによって著作権がぶつかりに行っていると、しかもハードにぶつかりに行っているということになる訳でございます。

なので、私、枠組みとして言えば、これは重大な通信の秘密の制約なので、アメリカ流にいうとLRAの原則であるとか、ドイツ流にいうと比例原則ということで、日本でいうと目的の正当性、重要な目的であること、目的達成手段が合理的で必要なものであることが求められるということでございます。

林先生のペーパーですと、そこが正当防衛ないし正当業務行為の枠組みになっていますので、ちょっとそこは修正いただいたらいいと思います。

早口で急ぎますが、方法論的・認識論的平面というものは、立法事実の検証にかかわりません。端的に申しますと、基本権への侵害が重大であればあるほど、侵害を支える前提・立法事実が確かであればならないというのが原理間衡量の帰結でございます。

森先生から御指摘のとおり、立法事実が確かなのかという点、それから政策論としてそもそもカジュアルユーザーのアクセスを狙い打ちにするのかどうか、そのために一般の国民の通信の秘密に負荷をかけるのか、その議論がまだなされていない。

そして、第2章について他の手段やその組み合わせでうまくいくことがあるのかないのかと。第2章のいろいろな施策について、ブロッキングほど深まりがないと、この段階でブロッキングの立法はいけるのではないかという議論をするのは、いささか疑問だと思っております。

もちろん、著作者の正当な利益を実現しなければいけない、保護しなければいけないということは私は繰り返し申してきたことでございます。だからといって、ブロッキングを急いでやらないとそしりを受けるとか、国際社会から批判を受けるというのであれば、それは見方が逆でございます、ブロッキングありきで通信の秘密の破壊を焦るというそしりを免れないと思います。

国際的に日本の通信の秘密が現在注目されている状況である、世界的な通信の秘密のあるいはインターネットの自由の潮流というものがある、そういった中で慎重に検討をし続ける。しかし、著作者の正当な利益を実現するために、私が第2章についてお願いいたしました基本的な構造、普及啓発、正規版の流通そして司令塔の整備というものを早急にやっていただき、同時に海賊版サイトがそもそも違法であるとするための立法。例えば、先ほどから出てきている電子書籍のダウンロード違法化といったものをあわせて行う。まず、それを急いでやっていただきたい。ブロッキングの立法の検討は、その後だろうと私は考えております。

以上です。

○中村座長 川上さん、お願いします。

○川上委員 何度か出ていて、同じことをずっと言っている気がするのですが、森先生の資料で、私からすると蒸し返しのことが主張されていますので、事実について反論をいたしたいと思います。

まず、ブロッキングが違憲だということの一つとして、他に実効的な手段が存在しないから事実上困難な場合に限りということなのですが、それが満たされていないのではないかと、いうことを森先生が主張されています。

ですが、森先生が主張されているように、実効性のある方法は本検討会議ではブロッキング以外に提案されていません。正確に言いますと、広告の問題、もしくはCDNに対する問題、それと実質的にはブロッキングと同じであるアクセス警告方式、この3つは実効性があります。ですが、これはこれまでは實際上、実現困難とされていた手段です。

こういう現時点で実現困難で実効性のある手段は他にもいろいろあると思います。無限にそういう可能性があると思いますので、現状、実現困難とされているものでも、当然できるのではないかという議論は幾らでも可能です。

ですので、そういう現状、実現困難な方法をもって他に方法があるという主張をされると、もし、ブロッキングは絶対阻止、何が何でも阻止という方がいらっしゃったら、永遠にそういうことを言い続けられる訳です。

ですので、まず効果があるものに関しては現状実効的な手段は存在しないし、他に提案されているものも現時点では事実上実現困難なものであることを御認識いただきたい。

そして、立石さんの方からも、これも再三言われているのですけれども、金額の計算がおかしいじゃないか、数字の計算がおかしいのではないか。これはインターネット業界では一般的な方法なのです。SimilarWebの数字がおかしいのはわかります。でも類似のものも大体おかしいものばかりなのです。常に文句を言えるものは存在して、であるなら、どういう数字を使うべきなのかを指摘すべきだと思います。

森先生も被害額の計算方法というのは、一般的なものとしても国民の感覚からずれていると仰られますけれども、やはり有識者会議ですので、そこに乗せるものというものは、むしろ今一般的に使われている数字であることが重要で、もう一つは計算方法の根拠がちゃんと示されていることだと思うのです。

そういうことができているならば、立石さんが仰ったような実際にはこういうふうではないかという議論はできますけれども、逆に立石さんの言われているような数字をここに記述すると、もともとの計算方法が何なのか、それが他と比較可能なものなのかという前提が崩れてしまう訳です。

ですので、そもそも現状で出している数字に関しては、これは全く問題ないと思っただけで、このことが再三にわたって議論が提起されることは私は極めて不可解です。しかも、それが最終的には国民の感覚とはずれるみたいなことまで仰るのであれば、では、国民の感覚に沿ったものをつくるのが有識者会議の役割なのかということを使う訳です。

はい、以上です。

○中村座長 上野さん、お願いします。

○上野委員 ありがとうございます。全体のまとめ案と今後の進め方について2点コメントさせていただきます。

まず、中間まとめ（案）につきましては、私しばらく日本を不在にしておりまして、前回も欠席しておったのですけれども、その間に激しい御議論があって、文書をまとめられるかどうかということ自体、大変困難な状況になっているという現状を憂慮しております。

さまざまな御意見があることを承知しておりますけれども、この検討会議に与えられたミッションということを考えますと、第1回会合の「タスクフォースにおける主な論点（案）」によれば、3つあるうちの1つが「③特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方」ということで、その中に、諸外国における「制度整備のあり方」と「ブロッキングに係る制度整備を行う場合の論点」が掲げられており、この③が「主な論点」の半分近くを占めております。

現在の中間まとめ（案）の第3章というのは、この③に対応するものとなっているように見えます。したがって、これを前提にする以上、第3章を全て削除するといった御意見もある訳ですけれども、もし、中間まとめ文書にブロッキング制度のあり方をめぐる議論が三つある課題の一つとして盛り込まれないという結果になるといたしますと、本検討会議に与えられたミッションを果たしたことになるのか、私としては心もとないところでございます。

さはさりながら、他方で、今日9名の意見書が提出されまして、そこでは「③具体的な法制度の内容部分は削除または参考情報に留めること」が提案されているところであります。

そうすると、ここにいう「具体的な法制度の内容部分」というものの具体的な範囲によりましては、ひょっとしたら折り合いのつくまとめ方というものを、推進派と反対派の双方が模索できる余地は依然としてありはしないのかという気が私はしております。今日の時点でまとめるのはちょっと無理なのかもしれませんけれども、引き続き検討して、やはりできれば中間まとめ文書としてまとまるに越したことはないと思います。

2点目は今後の進め方についてですけれども、著作権侵害に関するブロッキング制度に関しましては、かねてから宍戸先生からも憲法上の課題について多くの御指摘が詳細になされてきましたし、先ほど森先生からも御報告があった訳であります。

そして、本日のこの9名の意見書も、「①ブロッキングを可能にする法律には強い憲法違反の疑いがある」と明記することを提案しておりますところ、これはやはり、宍戸先生がメンバーの中に含まれているということからいたしましても、重要なものと受けとめるべきだと認識しております。

実際のところ、ブロッキングの法制度がその内容次第では憲法違反に当たり得るという点については、およそ異論がないものと思われまふ。そうであれば、いくら国会によって立法したといたしましても、裁判所によって何らかの形で違憲と判断される可能性もあることを意味する訳でありまして、この問題を過少評価することはできないと思います。

したがいまして、言うまでもないことですが、ブロッキングの制度整備については、これを検討するという段階で、通信の秘密を含めた憲法上の課題が十二分に検討されるべきだと思います。その際、ブロッキングに関する制度というのは、およそいかなる内容でも憲法違反になるという訳ではなく、林先生からも御指摘がございましたように、内容次第では憲法違反にならない——もちろん、たとえ合憲だとしても、それだけで直ちにブロッキングの立法をすべきということになる訳ではありませんけれども——、内容次第で憲法違反に当たらないのだといたしますと、抽象的・一般的に、著作権侵害に関するブロッキング制度というものを議論するというよりも、具体的な制度内容を仮に想定した上で、その憲法適合性が検討されるべきではないかと思えます。

この検討会議でも、そのような検討ができればよかったですでしょうけれども、こと法律問題の検討については、これを十分に深める時間はなかったというような印象を私は持っております。先ほどの宍戸先生の御指摘も同じようなお考えに基づくものではないかと思えます。

そうであれば、本検討会議とはまた別に、法律家を中心とした何らかの議論の場を、——事情を承知しないまま申し上げるのも恐縮ですが——知財本部などに設けて、ブロッキング制度のさまざまな具体的内容を仮定した上で憲法を中心とした法律問題の検討をさらに深めることが一案になりはしないかと思えます。

もちろん、事務局としては、4月13日の政府のいわゆる「緊急対策」において、「次期通常国会を目指し、すみやかに法制度の整備に向けて検討を行う」とされた事情があることも承知しており、また一定の理解をいたしますけれども、これは4月の段階のものでありまして、また、重要なことに、この政府決定におきましては「関係者の理解を得つつ」という文言が入っていた訳ではありますが、現段階でこれを満たしているとは言いがたいように思います。

そもそも、たとえどの法律を改正することになりましても、法改正には数年の検討期間が投入されることも珍しくないというのが一般的であります中、ましてや憲法問題という重要性に鑑みるならば、今となりましては、立法化については期限を切ることなく、ブロッキングの制度整備に関する憲法を中心とした法律問題の検討を集中的に行うべきではないかと思っております。

その一方で、制度整備をするにしても、しないにしても、法改正なしにできる侵害対策として、広告規制やアクセス警告方式、あるいはCDN事業者への対応などについては、権利者側および事業者側ともに、具体的に進めることが検討されるべきではないかと思えます。

このように考えますと、本日の9名の意見書の中に、「②他の手段の実効性を検証するまで法制化はいったん見合わせるべきであること」というものがありますけれども、以上、私が述べたような方向性との関係では、この②の点についても、ひょっとしたら推進派と反対派の双方が折り合いのつくまとめ方を模索できる余地が依然としてあり得ないだろうかという気がしております。

以上です。

○中村座長 丸橋さん、上がっていますか。丸橋さんと福井さんに伺いたいと思います。

○丸橋委員 今、上野先生から法律的な専門的な議論は別の場でという話がありました。それは当然やった方がいいとは思うのですけれども、先ほど来、森先生が仰っている立法事実という中は、法律の議論の手前の話なのです。林先生にもそこはどうも通じてないようで、結局その数字の話もしかり、CDNに対して、今日村井委員の方からクラウドフレアの反応がありましたけれども、これだけちゃんと反応が返ってくるのに、単に数だけ出してみたらつれない返事だったというのが立法事実だというのは絶対足りないと思うのです。その事実関係についての精査を最優先にやらなきゃいけない。それがあって、初めてその先の立法の議論、テクニカルな議論がされるべきだと思います。

以上です。

○中村座長 福井さん、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。皆さんの意見を伺いまして、確かにこれは1-2の両論併記やむなしかと感じ、なかなかつらい思いがしました。もう、今日は意見を言わず帰ってしまおうかとも思ったのですけれども、せっかくおりますので申し上げます。

今日は難しいかもしれませんが、将来に向けて、せっかくこれだけの議論をしたのですから、せめて最小パッケージでの合意の努力ができないかと思います。

9名の委員の方の連名の意見書を私も改めて読んでみました。その差はそんなに大きくはないのではないかと、余り簡単に口にはしてはいけないのですけれども、思ったのです。

1番目の条件です。強い憲法違反の疑い。林先生の御意見も説得的だと思いますので、強いという言葉はちょっと難しいのかもしれませんが、疑いがあるのは事実ですから、文案次第では取り入れることはできるのではないかと。その点で、上野先生の提案も非常に傾聴に値すると思います。

2番目、他の手段の実効性を検証するまで、法制化は一旦見合わせるべき。これが恐らく一番難しいところだとは思いますが、他の手段の検証が必要なことは補充性の観点から疑いがないので、何か工夫ができないか。それゆえに、実行可能な海賊版対策から、協力して実行に移していく、そのために計画を立てて実行に移して検証していくための協議体の設置という提案に改めて賛成したいと思います。

これは、ブロッキングへの賛否にかかわらず、両者にとって重要なことだと思うのです。権利者の立場からすれば、海賊版を抑止することこそ重要なのであって、そのための手段は多いほどいいはずで。一方で、ブロッキングに対して慎重な立場の方からすれば、ブロッキング以外に有効な手段がたくさんあるということを実証的に示していくことは重要であるはずで。よって、この協議体での実行に改めて賛成したいと思います。

最後に、具体的な法制度の内容部分を削除し、または参考情報にとどめるというところですが、これは瀬尾委員も仰ったとおり、現に賛否があったものを賛否併記しないのは賛成できません。しかし、あれだけ賛否が割れた問題である以上、例えば参考と記載すること自体には、私はそれほど違和感は無かったです。もっとも私がこういう文書の作り方の

常識をよくわきまえていないからかもしれず、一意見と聞いていただければと思います。

ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。

まずは、時間が来たのですけれども、少し延長することをお許してください。

この3章をどうするかというのと、4章の引き取り方をできるだけ詰められるところまでやっつけなければと思うのですが、そういう意味で言いますと、森さんからいただいている憲法違反の疑いがあるということをおの中にどう反映できるかというのが一つ。

9名連名の意見書で言いますと、憲法違反の疑いと法制化見合わせと参考情報を落とす。お出しいただいている方に伺いたいのですが、これは3点セットですか。3つとも揃わないと、取りまとめは反対ということではよろしいですか。憲法違反の疑いがあるというようなことは。

○森委員 でも、憲法違反の疑いがあることについては、先ほど川上さんは違うと仰っていましたが、法律家の間では特に争いはないので、それは書いていただいてもいいのではないかと思います。

○中村座長 その点は事務局の方は大丈夫ですか。

○住田局長 これは先ほど上野先生からもお話がございましたように、内容のレベルの話と、入り口の議論がちょっとあるので、このままこうなのですというのが皆さんのコンセンサスであるというのは、事務局としてもそうは認識はしていないのですが、こういう御意見があることは間違いなので、そういう御意見があると記載することは、先ほど来出ている、議論したことはちゃんと書くのだということから言うと、全く異論はないところであります。

○宍戸委員 よろしいですか。

今の事務局長の御意見は、そういう御意見があったというのを両論の片方としてお書きになるという趣旨ですか。

それであれば、我々としては少し問題があると思います。

○森委員 法律家的には、せいぜい「強い疑いがある」と「疑いがある」の分かれ方ぐらいだと思います。今の話からすると。

私は、どうしても私が書いてきたように修文していただきたいと思っています。なぜなら、私の費用で皆さんに説明をすることになったからです。

○中村座長 林さん、どうぞ。

○林委員 今の点なのですが、76ページ以降に憲法上の各規定の抵触可能性についてというところで、それなりに侵害し得ることになると各所に書かれていて、それでどうするかという議論がその後続いていると思うのですが、そのあたりに森先生の書かれていることを書くということで折り合いがつかないのでしょうか。

○森委員 つかないです。81ページ、82ページに書いていただく。

○林委員 済みません。81ページのどの部分に。

○森委員 これは、私のむしろスライドの6ページ目を見ていただくと、今の第1次中間ま

とめ（案）からコピペをしまして、こう直してくださいと修正をしてきたものなのです。ですので、ちょうどこの箇所をこう直していただきたいと思います。

○住田局長 済みません。今の話と①の話はちょっと違う話だと思っていて、①をどうするか、確かに関係はあるのです。①を仮にこういうことを書くとする、その理屈がここに書いてあるということなのだと思うのですけれども、私が思ったのは森さんの6～8ページの修正提案はやはり両論の一つとして書く。それは、そうでない議論がある訳だけだから。そこがどっちかだけになるというのは、議論の結果としてここで議論されたことと少し違う結果になってしまうように思います。

○森委員 でも、事務局長の御意見をここに書く訳にはいかないです。事務局長も偉い法律家だとは思いますが、やはりそれは委員の皆さんの意見ベースにすべきではないですか。

○住田局長 もちろんそうだと思います。したがって、私申し上げているのは私の意見を言っているのではなくて。

○森委員 いや、そうですよ。だって憲法の問題について、今、事務局長は語っているではないですか。

○住田局長 聞いてください。6～8ページのところの議論というのは、ここで議論された中でも、そうではないのではないですかという御意見がありますから申し上げているので、それは両論を併記しないとおかしいのではないかと。事務局としては、皆さんの御意見を一つの形に整理するという立場からは、それが適当だと考えています。

○森委員 さすがに、法律家の間で意見がそろっていたらちょっとね。もう少しきちんとしたまとめをすべきだと思います。反対論がちょっとでも出たら、何でもかんでももう書いてやれと。今やっている手段は、今やっていないから事実上存在しないのだと、だから、LRAを満たしているみたいなことでも、ちょっと出たら反対の意見を書いてやると。それで両論併記だと。

そうしたら、確かに全部両論併記にできれば、それは法制化できるでしょう。だけど、それだと我々は賛成できませんと言っているのです。もう少しきちんと進めましょう。

○中村座長 森さんが仰っている6～8ページの修正提案ですけれども、これについてこのように直すことが問題であるという意見の方はおられますか。

○川上委員 先ほども言いましたけれども、法律家の意見は知りません。私は憲法学者でございませぬから。ただし、その根拠にされている事実認識が間違っているというのが私の先ほどの指摘です。

以上です。

○中村座長 どうぞ。

○森委員 その話は楽しいから続けてもいいのですけれども、それだともう結局やっても無駄だから、もう第2章に書いたことは全部やらずにブロッキングだけやろうってことではないのですか。

○中村座長 瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 実はこの議論の初めに、きちんとした手だてを講ずれば憲法違反とはあながち言えないという議論があったのです。そういう意見があった。宍戸先生もそう仰っていた。そういうこともあるから、ではどうしたら憲法に対して違憲にならないようにするかということも考えた筈です。少なくとも私はそれについて一生懸命考えました。法律家ではないけれども。

そういう可能性があったことは事実なのが、あたかも最初からこれは違憲であることが定まっていて、必ず違憲なのだという、森さんの意見もよくわかる。そういう御懸念を9人で連名されたのもよくわかりますけれども、最初にそういう意見があったことをなしにするのはいかがなものでしょうか。

だから、その意見はその意見で書いてもらって、でも強い違憲性の疑いがある、これも書く。それが両論併記ではないですか。

○森委員 仰るとおりです。どこで間違っているかということ、私は誰がやっているとは言わないのですけれども、うまいこと議論のすりかえが行われているのです。それは何かと言うと、法律の中身、条文の文章を工夫すれば合憲になりますかという話をされると、それは現時点では無理なのです。

だけど、どんな条件のもとでも違憲ですかということ、それはそんなことないのです。立法事実がきちんと確認されれば。

今、我々の目の前にある情報が嘘だったということははっきりしていますけれども、もしかしたらいずれははっきり被害が確認できるかもしれない。そして、その他の手段についてもやってみれば、私は効果があると思いますけれども、もしかしたらだめかもしれません。そして、そういう条件を満たしたときであれば、条文の中身を工夫すれば、これは合憲になります。

○瀬尾委員 そうですね。だから、私も森さんが仰っていることを少なくとも、今、ちょっと話が混濁しているのは、議論の中身と、森さんの仰っているのは事務局の意図があるという話がすごく出てくるではないですか。

○森委員 それはそういうことを仰るからですよ。

○瀬尾委員 私が思うのはつまり事務局の。そもそもこのメンバー見てみてくださいよ。ISPさんが権利者より多いのですよ。だから、森さんも皆さんいらっしゃるじゃないですか。こういう会議の設定のときに、もし合法目的にするのであれば、当然数的に少なくするとか、いろいろなことをすると思うのです。だけど、そういうことはなくちゃんとやっている訳だから。皆さんだって、森さんだって、この場において言えている訳だから、そこを余り事務局が事務局がと言ったら、そもそもこの会議は成立しなくなるのだから、その話はちょっと違うと私は思う。私は善意で信じているし、ちゃんとフェアにやるということで書いているし、修正しているのだから。

ただ、最初に今、森さんの仰るような前提とか立法事実とかをきちんとすればちゃんとな

るという議論があったことは事実だし、考えた訳だから。その話の内容を封殺することはよくないですねと私は申し上げたいし、余り事務局が事務局がと、その意図云々とは言うべきではないのではないのでしょうか。

確かに両論併記をすれば、両側の可能性が将来に残ります。でも、それはこの場ではない。ここはそこまでしかできないのだから、そこであたかも全てをこの会議で止めてしまうのは、そもそもタスクフォースの任ではないと思います。

ある意味で言えば、皆さん、前と後と全てについて全部をここで完結するのではなくて、ここで決められたことをまずして、もし後で反対するのだったり、パブコメがあったら、それはまた違う運動をなされればいい。それは全く自由だと思うのだけれども、ここでやるのはこれまでの議論を正確に写して、まとめることが重要だと思います。

以上です。

○森委員 タスクフォースの役割についての考え方が分かれているからということですよ。御意見はよくわかりました。

○中村座長 宍戸さん、どうぞ。

○宍戸委員 今、瀬尾さんが仰ったことに結局重なるところがあるのですけれども、森先生の仰ったいろいろな手だてを講ずると。そして、手だてを講じてもお上手くいかないときに、政策的に、カジュアルユーザーなのか、いろいろありますけれども、それをとめるためにきちんと文案を書けば合憲に作れるだろうと、私もそう思います。

問題は、それ以外の手だてを講ずるということについて、この検討会議において十分な議論、具体的に瀬尾さんが御提案されたような協議・連絡のための団体をつくるということについての議論、例えばどういう人を呼ぶのでどういうふうにやろうかといった議論がまだ十分にこの場でできてないということが問題だと思っている訳です。

ですから、他の手だてを講ずると、第2章にいろいろ書かれていることについて、まずしっかりやってみて、繰り返しになりますけれども、それがだめならば当然ブロッキングの立法をちゃんと考えなくてはいけないと思います。上野先生も福井先生も仰ったとおりです。

しかし、今の段階で、第2章で検討されているような施策の全体に取り組むということの議論が十分になされないまま、第3章の検討というものが切り離して先行されて、そして、それについてはみんなで議論しましたよね、だからこれをこのまま残しましょうというのはいかがなものか。

ですから、例えば第3章については参考にとどめて、そして何かしかな必要第2章における法制化のさまざまな施策というものについて、かなりやれそうなものと、あるいはこの場で抽象的な合意がとれたけれども、まだ先に進めてないもの、それをどんどんまずやっていくべきではないか。繰り返しになりますが、ブロッキングをこの場で議論は金輪際二度とないと言っている訳ではない訳です。そういった方向での取りまとめをお願いしたいと思います。

○中村座長 私が、今、気になっていますのは、連名の意見の中に3つ項目があって、1つ

目の憲法違反の疑いがあるということの中でどう扱って収めることができるのか、まず、そこがスタックしてできないのかというのが一つ。

それから、3つ目の参考資料にとどめるという意見に対しては、どのように我々は処理できるのか。真ん中の2つ目の法制化を一旦見合わせるというのはとてもクリティカルだと思うのですが、1番目と3番目は何か知恵を出しておさめることはできないのかということに気になっているのですが、1番目は森さんは自分の修文意見が飲まれない限り、全面反対ということによろしいですか。

○森委員 そこまでは言わないです。そこまでは言わないですが、法律家の間で強い疑いがあるということについてはコンセンサスがとれていて、そして、強い疑いだとも思っていますし、今の合憲性判定基準だと当てはめるとどうしてもそうになってしまうと思うのです。平たく言うと。だから、その他の手段をやりましょうということにつながっていく訳で、福井先生が仰った、そこにうまく他の手段を頑張ればいいということも働く訳ですから、どうしても一言一句私のおりにしてくださいとは言いませんけれども、それはこうだと思うのです。法律家ではない方の反対意見がありましたから、両論併記ですと言われても、それは納得しません。

○中村座長 さて、それは事務局側が引き取れるかどうかというのが一つのポイントだと思いますけれども、どうですかね。

○立石委員 先ほどの宍戸先生の件にプラスアルファです。やはり十分ではないと思ったのは、私の資料の6の2ページ目を見ていただいて、コピペのとき1個消えて5カ所じゃなくて4カ所になっていて、かつ、ページ数が変わっているのです。

他の対策です。例えば、海賊版サイトの対策として、やはり期待することができない場合があることに留意する必要がある。次のところは、依然として海賊版サイトを根絶できないのが現状である。広告出稿抑制は対策として機能しないことも留意が必要である。海賊版サイトへの対策としてどの程度の実効性があるかという点について、著作権教育・意識啓発等他の対策の成果による社会意識の醸成にもよることも留意する必要がある。

これは、全部できないとここで書いているのです。補充する条件は、他の対策についても全部十分ではないからと、全部ここで規定してやってもいいことまで書いているのです。それが森先生にしる、今、宍戸先生が言われている不信感という部分だと思います。

○中村座長 今のは2章の個別のところでしょう。

○住田局長 2章に書かれている各種の対策というのは、これはもちろんこれからみんなでやっていきたいということで書いてあって、ただ、以前、宍戸先生も仰っていたけれども、全体的な対策を有機的にやらないとダメだと。これは全くみんな合意をしているところだと思っています。

ただ、単一の対策だけだと、いろいろな限界があるということも述べられてきたことなので、それで記述をされているということだと。

○立石委員 これを読む限りは、これをやってダメ、あれをやってダメ、全部ダメだからブ

ロッキングしかない、全体がそう流れている報告書にしか、私には読めないです。

○住田局長 それはちょっと文学的能力の問題かもしれませんが、それぞれの対策で、一つで完璧なものがないというもまた事実。

○立石委員 そこを否定している訳ではなくて、もっと十分にやりましょうということを書けばいいのです。もしこういう書き方を最後にするのであれば、他を頑張っただけでやらこれでは止められるかもしれませんがということは1個でもあるのですけれども、1個もないのです。全部だめですと規定しているのです。そうすると、最終的に残るのはブロックしかないというふうにはしか、この報告書は誰に説明してもそう読めると私は思います。

○川上委員 少なくとも権利者側の主張として、他に方法がない、手は尽くしているということは権利者側は主張していますし、説明していますし、それはある程度事実だと思います。

○立石委員 そこはそれでもいいのです。だから、我々も一緒になって何かできることをやりましょうという話は幾つか出ているのですけれども、そこについて、ではやりましょうという話は全然出てきてないということです。

○川上委員 確かに、権利者とプロバイダとの連絡をもう少しちゃんとする組織をつくろう、一緒に話し合う場所をつくろう、それについては大賛成ですが、それができたら問題が解決するかと言いますと、それはまた別の問題なのです。

○立石委員 多分、そこは私とかは、森先生とか宍戸先生の考えているところは違うというところだと思います。

○中村座長 もう一回議論を戻したいのですけれども、3つこれがセットで反対だということであれば、要するに第1次取りまとめはできませんので、できないでいいのかということをお聞きしたい訳です。

○森委員 全然構わないのですけれども、どうしてもできないのですか。まとまらなくても全然構わないのですけれども、どうしてもできないのですか。

○中村座長 構わないという意見があるのですが。

○森委員 個々の一つ一つについて、賛成の意見は結構多かったではないですか。憲法違反の疑いは当然ですけれども、一旦見合わせるという御意見もかなりありましたし、参考情報にとどめるということで賛成できるという御意見もありましたね。どうですか、1個1個、賛成意見は結構多かったですよ。

○中村座長 はい。

○宍戸委員 私もこの会議にずっと出てきて、遂に8回プラス勉強会数えて、この夏かなりこの問題にエネルギーを使った結果、心身の健康を崩しているのごさいますけれども、これだけいろいろ御意見が出て、いろいろ修文要求もあり、事実関係の確認もあるということで、もう1回か2回議論を続けることはできないものなのですか。今日、どうしても取りまとめなければいけないものなのですか。

○中村座長 今日、取りまとめができなければ、第1次取りまとめは今日は無しということだけが決まるだけでして、次の第1次取りまとめをいつできるのかという議論になろうかと

思います。そのためにも、どこがスタックするのかを見きわめたいと思っています。

○瀬尾委員 今のいろいろなお話を伺っていて、森さんの仰ったこともいろいろあって、私思うのだけれども、この前も言ったかもしれない、1章と2章についての総意は大体みんなやろうという話になっているのだと思います。これについては、反対という人はいないよね。

ただ、それを前提として第3章をまた新たに話し合おうとか、並行しようとか、3章と1、2章との関係性について、少なくとも宍戸先生もそうだし、森先生もそうだけれども、第1章と2章をやって、そうしないと3章は絶対できませんと仰っている論が一つある訳でしょう。

川上さんはそうではなくて、両方をみんないっぺんに並行でやるべきだという話になっている訳です。これについては。

3章の扱いをどういうタイミングと優先順位で行ったらよいのか。今回、私は大分進んだと思うのは、今、優先順位の話になっている、これについては。先ほど宍戸先生が仰ったように、1と2をどれだけやって、その結果によっては3なのだ宍戸先生は仰っていた。実は最初からそう仰っていましたね。

森さんはそうではなくて、とんでもない、1と2をやれば十分なのだから、3は飛ばせというのが森さんの御意見と私は理解した。でも、それはいろいろ意見があるのだけれども、そうではない並行とかいろいろな意見があるのだから、1章、2章はまとまるはずです。

3章を並行に置くのか、次に置くのか、それとも継続するのか。3章についてどうしていくかということの取り扱いで、ブロッキングは意味がないのかもしれないとか、意味があるかもしれないという議論も両方があるということは、皆さん、認めている訳だから。ということは、3章の位置をどこに置くかということだけが、まとめの重要な論点だとすると、それをまとめるためにどうしたらいいかに絞りませんか。

つまり、もう1回やるべきなのか、それとも修文で押さえられるのかどうか。それは座長の二人にある程度お考えいただいて、最後は取りまとめの方向性はそこにお預けするしかないと思います。意見はこのまま、幾らあと2時間やっても多分平行線ですから。

○中村座長 仰るとおりでして、私がさっき1章2章をやって、そこはDoneでいいですねと言ったのはそういう趣旨でございまして、4の1-1の○の2つ目にあるその2章のところは、関係者が連携して直ちに取りかかる。これは確保したいと思っております、これもなしになったら余りにもったいない。

○森委員 済みません。それも賛成できないです。

なぜかと言うと、やはり全体の話だと思うのです。我々としては、海賊版対策について電気通信事業者も消費者も協力しようと思っているのですけれども、協力させられつつ、傍らでブロッキングの法制化の話が粛々と進むというのは、それは説明がつかないのです。だから、全体としてブロッキングの話は一旦とめましょうとか、こういう憲法についての知見が出たからそれを確認しましょうとか、そういうことがなければ、直ちに協力するものとすると言われたって、はいそうですかと、なかなかいかないです。

○中村座長　そこで、これをどうするかも含めての話なのですけれども、憲法違反の疑い云々というのを言葉としてどう引き取るのかというのが一つあります。決着はしていません。

それから、3章の部分を参考情報に落とすのかどうかということも、まだ議論ができていなくて、それもちょうんと伺っていませんが、一番大事だと思われる法制化というのは一旦見合わせるという反対意見の扱いです。

私がこの報告案を読んだところでは、67ページのこれまで掲げた対策をコスト・時間等も勘案しながら実施した上で、なお十分な効果を上げられない場合の最終手段としてブロッキングを置いていると。

あるいは72ページに、あくまで他の手法を補完する最終的な手段だと位置づけていて、後段では削除要請、刑事告訴などの手段がとられることが適切で、ブロッキングがこれらの手段が現実に試みられたか、またはこれらの手段が奏功しないと合理的に認められる場合に限っての手段だという、先にやる必要がありますということはここに明記をされています。

これをもっときちんと書き込まなければ担保できないという趣旨なのか、このような書き方を工夫することによって、ではテーブルについていいよという合意が得られるのか、そのあたりも考えたいと思います。

それから、林さんが仰った具体的な検討を速やかにやれというのが、それと対立している意見のようにも見えますが、この趣旨は検討を速やかにしろと仰っているということでしょうか。つまり、措置を直ちにやれということではないということなのではないでしょうか。

○林委員　もちろんです。憲法に抵触する問題があるからこそ、それに憲法適合的な法制度はどのようなものかということをも具体的に議論を並行して進めるべきではないか。それを今、議論をもう終わりにして、中長期的な検討に先送りしてしまうべきではない。なぜならば、求められているのは、速やかな実効性ある措置だからということなのです。

○森委員　それは我々としては全然違って、先ほどから何度も申し上げているように、法制度の内容を工夫することによって、違憲の疑いを回避することはできないのです。だから、もし法制度の内容をこれから検討すると言うのだったら、それは法制度化を強行することだから、我々としては全面的に反対です。

○林委員　法制度の内容を検討することは、直ちに法律ができるということでは全くないと思います。どういう条件が必要かということをも議論して、やはりだめだねということになるかもしれません。それは、検討を進める中で出てくる問題なのではないでしょうか。

これまででも、幾らも法整備議論をして成立に至らなかった案件もございますので、議論をすること、すなわち法律ができてしまうという危惧には及ばないのではないかと思います。

○森委員　なるほど。林先生、でも、先ほど来、立法事実のことに他の手段のことを繰り返しお話ししている訳です。それらについて、先にやらなければ状況的に無理でしょう、違憲になるでしょうということをお話ししている訳ですけれども、それについては全くスルーであって、いやそれはどうか知りませんが両論併記ですということ、法制度の具体的な内容の検討をするということになると、こちらとしては私たちが違憲だと言っているところ

ろの趣旨が全くくんでいただけていないのではないかと思います。

少しでも我々が違憲だと思っているところを汲んでいただくのであれば、それは他の手段の効果を見てから、それで初めて憲法違反の疑いが晴れる訳ですから、さらにその後で法制度化の内容を検討しましょうということになるべきであって、今、法制度化の内容の検討に入るということは、法制度化の強行以外の何物でもないと思います。

○村井座長 私も大体森さんの言っていることをわかっているつもりで書いた部分もあるのですけれども、全部反対されました。

森さん、4章の反対しますという紙を話してくれないのでちょっと様子見ていたら、森さんの資料の17ページ。最初の第1項目というのは、基本的に私の今言いたいことは、今、仰っていたようなことで進められるのではないかと持っているということを説明したいのです。

1番目は、ブロッキングに関しては他に方法が無い場合に限定し、その可能性を排除しない。ただし、ここでの他の方法の詳細について意見の一致を見ていないというのは、技術論で書いたつもりなのです。

つまり、ブロッキングという方法はいろいろあるのだけれども、実際に使われている方法だけれども、それが効果があるということは否定されていない訳です。したがって、技術論としてあるのだけれども、それで最後の手段だろうと。これもそうで、その前の方法のそこに至る方法というのは意見を一致されていないということで、ここが技術論。

この下に反論で書いてある、ブロッキングの法制化には違憲の疑いがある。これも分かっています、ブロッキングの法制化そのものです。というのは、これも意見の一致を見ていないのは、他の方法の詳細でなくて、ブロッキングの法制化そのもの。そのとおりだと思います。ブロッキングの法制化は意見一致見ていないので。ここで書いたのは、ブロッキングという技術は最後の手段ということによってのみ有効だということは、技術的に議論されたことだと思って書きました。

ちょっと言葉が法律家じゃないから下手かもしれない。しかも、私だけが書いたと思われる心外なのだけれども、村井原案と書いてあるけれども、私も関わっているのですけれども、議長ですし。

第2項目は、さっきから言われている緊急対策ということは合意されていると思ったのです。だから、やれることはみんなやれ。この中にさっき評価とか、そういう言葉が出ていたと思うけれども、やれることはまずやれよというのが第2項目で書いてあるのです。

森さんの意見は、ブロッキングの法制化の検討を進めながら、他の手段について関係者が直ちに取りかかるのは不公平です、まず一旦議論を凍結してその後に協力を呼びかけるべきです、これも御意見と気持ちはよく分かりますけれども、気分としては、技術的にブロッキングが最後の手段だと1で言い、やれることをとっととやれよと2で言い、この時点ではブロッキングの法制化の議論をとっとと進めましょう、並列してとは言っていないのです。

それで3項目は、これもとにかく今回だけで、このメンバーでのこの議論はもう放り出してもいいですか、それとも続けた方がいいですかということの意味で書いたのです。私はさ

っきの宍戸さんと同じように、心身ともに時間を使い過ぎていて、これでいいのかという問題はちょっとあるにせよ、これで放り出すというのと、放り出すのはさっきの4章の1-2の方で両論併記で、ここからはリリースしましょうということが一つの方法だとは思いますが、すけれども、そうでなくて2次、3次、4次とあるかどうかわからないけれども、先までやりますかねということで継続しましょうということです。

次は2次の中間まとめに向けて、法制化の問題は議論をそこでしなきゃいけない。それで順番を書いたのです。だから、違法性を明確化させるための法制化、広告等の法制化、ISPがそれを取り組むための法制化というのをそれぞれ議論しましょうということで、ここでもまだブロッキングと私は言っていません。

そこでさっきから議論されているような、法制化のプロセスを議論していきましょうという意味で書きました。だから、法制化はもうやるなというのは、この4項目の森さんの反対は、繰り返したけれども、気分が分かる。それから、3項目の森さんの反対は、1次中間取りまとめは反対だということで、取りまとめ反対なら、それは反対なのではないかと思うのです。でも、皆さん、取りまとめに反対しているのですかということなのです。

それで、一部の取りまとめを切り出すのではなくて、全体について継続検討すべきですというのは、先ほどの瀬尾さんたちの意見とちょっと違うかな。1、2はとっととやれよというのとはちょっと違うので、一部の取りまとめというのは、3章のブロッキングの法制化の議論を切り出していくというのは、つまり法制化を切り出していこうというのがこの書きぶりなのです。

それで、一番問題になるのは第5項目と思ったけれども、森先生には賛成されましたけれども、何で10月初旬なのだというのはあるかもしれない。ただ、10月初旬にできることというのは、最初の使命を多少延長したところで決められることだと思ったので、こう書いたというのが背景なのです。

という訳で、意見がこの4章には反対だ、賛成できないという御意見が分かったので、そうだとすると、もう1個の4章かなと私は思っていて、今日できないにしても、1-2を前提に次回に向けて急いで議論するということになるかなと思います。1-1で合意がとれなければ、1-2に落ち込む話だろうなと思いますので。そこはそこ。

そうすると、次回に向けて1-2を前提つまり平行線で両論併記、これを前提に修文を進めましょうということをやってみるということかなと思いますけれども、一応、森さんがせっかく書いてくれたから、それに対しての意見を言いました。

○森委員 ありがとうございます。

本当に時間かけてお読みいただいて、誠に申し訳ありませんでした。

ただ、この1-2も法制化について両論併記でしたということなので。この共同意見書の署名者は、その両論併記でこのまま終わると、結局はブロッキングが法制化されるのだから両論併記には賛成しないということなのです。

ここでちょっと御提案ですけれども、今日の修文は膨大です。正直なところ、座長一任と

か誰も考えてないと思います。なので、1次中間まとめについてもう1回修文していただいて、もう1回今日と同じことをやる必要はどうしてもあるのではないかと思います、それはいかがでしょう。

○中村座長 よろしいのでしょうか。それで、よろしいのではないのでしょうかね。

今日、まとめはせず、皆さんからいただいた修文と、修文だけでは方向性が出せないなどという反対意見も頂いているので

○村井座長 森さん、4章はどういう前提で修文をすればいいのかというのも関係あると思うのです。だから、つまり修文ができたとすれば、私の文章はちょっとぼろいと思うのだけれども、また私って言ってしまった、村井じゃないと言っているのに。だけど、とにかくそういうステップを考えて、先のことを考えるのか、それともこれで修文が終わったら、両論併記で終わっていいということなのか。

○森委員 いえ、全然そんなことはなくて、両論併記でいいとは全く思っていません。

我々としては、3点です。先ほどから申し上げている、憲法違反と法制化の一旦見合わせと。法制度の内容部分を参考情報にとどめるというのは、これはエディトリアルなある意味では修正で可能だと思うのですけれども、方向性です。全部両論併記でおおむね構わないと思うのです。ほとんど全部。しかしながら、最後に憲法違反の疑いとその法制化を一旦見合わせるということとは、第4章に書いていただきたいと思います。

○村井座長 ブロッキングの法制化ですか。

○森委員 もちろんブロッキングの法制化

○村井座長 その他の法制化は進めていいということですか。

○森委員 それは内容次第です。

○村井座長 という訳で、1-1には法制化を幾つか分けているのです。しかも、海賊サイトにアクセスを困難化する方法の一方策がブロッキングだと思うのですけれども、他にもあります。それもちゃんと検討、ここで幾つか方法が出てきていたので、そういう意味で書いたのです。

私は座長としてそここのところは協力をした訳で、個人ということとは違いますが、そういう意味で大体お考えの話は入れたストーリーにはしてあるつもりなのです。だから、ブロッキングの法制化が見えてしまうのかもしれないけれども、それを議論しているのではないのです。さっきの私のまとめ方というか、私が協力したまとめ方は、そこで言っていないのです。

だから、ブロッキングの法制化というのが、この中にどこに読めるかという、アクセス困難化の一方策の中に行くので、そこに至るまでには相当やらなければいけないことあるかなと思っています。

○中村座長 今日は、中間まとめということではなく、次回改めてという扱いでよろしいですか。

今日は中間まとめをしたいと思っておりましたけれども、それは避けまして、今日頂いた

意見を踏まえて、修文するものはできるだけ全部やります。近日中に今日の先の議論をしましょう。3章をどうするか、4章をどうするか、その扱いの議論をさせていただければと思います。

宍戸さん。

○宍戸委員 長引かせる趣旨ではなくて、合理的に議論を進めるということで申しますと、私もいつも後出しみたいな感じで、いろいろな資料をいっぱい出して恐縮ですけれども。一回、会議の前の早い段階で、まず、事務局案をフィックスしていただくと同時に、これまでの例えば我々9名の意見であるとか、それ以外に意見とかを入れたらどうなるか。そうではなく、例えば林先生であるとか川上委員とかの御意見を踏まえたらどうなるか。そういったものを幾つかパターンを用意した上で、あるいは、一回事務局で整理していただいたものを投げていただいて、それで例えば一週間ぐらいいただいて、それぞれ対案を出して、そしてそれを合わせてみんなで議論するとか、少し手続を踏まないといけないのではないかと思います。

そうでないと、この場に出てきて、直前にみんないろいろペーパーを出して議論してということで、両座長が苦勞される、事務局長も苦勞されることの繰り返しになってしまうのではないかと危惧します。

○中村座長 ありがとうございます。

できるだけ速やかに、事務局大変ですけれども、案を作ってもらって共有をしたいと思えますし、今日出せなかった、ここを具体的にこう直せというのがあれば、それも今日、明日中にでもいただいて、作業に取りかかれるようにしたいと思います。

そういうことで、今日はひとまずよろしいでしょうか。村井座長、何か最後にコメントありますか。

○村井座長 ありがとうございます。

さっきの3章の両論併記ということでいくのか、この継続モードの私が協力した1-1が、もし修文されてこういうことなら飲めるという御意見があるなら、それをやっていただきたいと思います。あれも未熟な案だとは思うのです。それで、いろいろなことがディテールになると、また意見の対立もあるかと思うけれども、それもあわせて議論するか、今決めるかです。

○瀬尾委員 一言だけ。今、1-1と1-2が出ましたけれども、これについてどっちがいいとか悪いとかをこの最後のばたばたで決めるのではなくて、私ははっきり言って、1-1の修文が一番可能性があると思っています。

ただ、いろいろな意見があるから、1-1と1-2には、今のこの会議の最後の可能性が入っている訳だから、そこを修文するとか、森さんも考えていただくとか、みんなそれぞれが考えて、1-1と1-2をまだどちらかと決めずにしていただきたいと思います。決めるには、検討がまだ不十分だと思っていますので。そこだけ済みません。

○中村座長 それでよろしいかと思います。

私自身は、このタスクフォースを維持運営するというのが第一のミッションだと思っておりますし、そういう意味で言うと皆さんにこのようにずっとテーブルについていただいているということに非常に感謝を申し上げますし、何らかに取りまとめられた後に、皆さんで協力をいただいて体制ができるということを強く期待しているところなのですが、今日時点ですと、私はその三本柱、教育、正規版流通、組織、これが基盤だということが位置づけられて、そこまで対策としてある程度の共通認識ができたということは非常に大きな成果だと思っておりますし、私がこれを取りまとめたいと思っておりますのは、次のステージにみんなが進んだよねということが言いたいということでありまして、少なくとも4月13日の緊急事態のあの時点ではないところに我々は立っているということを明確にするためにも、何らかのまとめが近いうちにできたらいいと思っておりますので、引き続き、大変ですけれども、御協力のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

最後、住田局長からお願いします。

○住田局長 本日も大変活発な議論、ありがとうございました。今日は中間まとめには至りませんでした。もう1回、近いうちにセットさせていただいて、何とか何らかのアウトプットが出ればと考えております。

また、各委員の方には今回もちょっと直前になってしまったのですが、もうちょっと今回よりは余裕があるような形でできるだけ早目に案をお渡しし、また、4章のところはそういう意味でかなりフレキシブルな感じのことになるかも知れず、つまり、次回議論していただくというようなことになるかもしれませんが、よろしく御協力のほどをお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○中村座長 では、閉会します。どうもありがとうございました。傍聴の皆さんも遅くまでどうもありがとうございました。

【2019年4月17日付の訂正内容】

- ・ P. 12の一つ目の○「より慎重な検討が～」の発言者の訂正（誤：森委員→正：丸橋委員）
- ・ P. 33の一つ目の○「上野さん、お願いします。」の発言者（中村座長）の追記